

第3次島根県歯と口腔の 健康づくり計画（素案）



令和4年●月
島根県

第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画

1	計画の基本的事項	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の期間	1
(4)	計画の目指す姿	1
(5)	他の計画との関係	1
	＜第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画の概念図＞	2
2	現状と課題	3
(1)	第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画目標値の評価一覧	3
(2)	歯と口腔の健康づくり取組の現状と課題	4
3	施策の方向	14
(1)	県民目標	14
(2)	ライフステージ別	14
(3)	特別配慮が必要な分野	15
(4)	全身の病気と関連した取組	16
(5)	環境づくり・基盤整備	17
4	歯と口腔の健康づくり計画の推進と体制	18
(1)	関係機関・団体等の役割	18
(2)	進行管理と評価	19
5	目標	20
6	資料	21
(1)	令和2年島根県県民残存歯調査抜粋	21
(2)	令和3年度市町村歯科保健事業	26
(3)	取組事例	27
(4)	島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例	28
(5)	用語解説	29

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

歯と口腔の健康や口腔機能維持が、糖尿病や心疾患、認知症やフレイル（虚弱）など全身の健康に関係していることが明らかになり、歯科口腔保健対策はますます重要となってきています。

これまで県では、「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例(平成22年)」を制定し、この条例の主旨を踏まえ「島根県歯と口腔の健康づくり計画(平成23年)」を策定し、事業所、保険者、保健福祉関係者、行政が連携し、県民運動として基盤整備を行ってきました。

この度、これまでの取組の成果や歯と口腔の健康を取り巻く課題を踏まえ、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づく取組を評価し、「島根県歯と口腔の健康づくり計画(第3次計画)」を新たに策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年)」第十三条に基づく都道府県計画であり、「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例(平成22年)」第6条の規定に基づく計画です。

(3) 計画の期間

この計画期間は、令和5年度から令和10年度の6か年とします。

〔ただし、計画策定後の歯科口腔保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じて見直すこととします〕

(4) 計画の目指す姿

「歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の基本理念(第2条)に基づき、障がい者、介護を要する高齢者など全ての県民が生涯にわたり必要かつ良質な歯科口腔保健医療サービスを等しく受けられるよう、歯と口腔の健康づくりを適切に推進します。

この計画では、「健康寿命の延伸、健康格差の縮小」、「8020¹⁾の達成」に向けて1次および2次計画で重点的に取組を進めてきた8つの柱をもとに、今後6年間にわたり、関係機関・団体とともに切れ目のない取組を進めるための方向性をライフステージや分野毎に定めました。

また、歯と口腔の健康づくりの取組が県民全体で取り組まれることを願い、県民一人ひとりに取り組んでいただきたい項目を「県民目標」として定めました。

(5) 他の県計画との関係

この計画は、島根県保健医療計画、島根県健康増進計画「健康長寿しまね推進計画」、島根県循環器病対策推進計画、島根県食育推進計画、健やか親子しまね計画、しまねっ子元気プラン、島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画と整合性を図ります。

<第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画の概念図>

健康寿命の延伸 健康格差の縮小
8020達成に向けて
歯を守ろう！口腔機能を守ろう！！

<県民目標>

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物応用²⁾)に取り組む
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることの効果を知り、実践する(口腔機能の発達・維持向上)
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

ライフステージ毎の取組

- ◆妊娠期・乳幼児期・学齢期
- ◆成人期
- ◆高齢期

特に配慮が必要な分野の取組

- ◆虐待の早期発見
- ◆障がいのある人
- ◆介護が必要な人

全身の病気と関連した取組

環境づくり・基盤整備

① 県民の大白歯(奥歯)や口腔の点検の実施

② 青壮年期の歯科口腔保健対策の推進

③ 多様な手法を用いた住民への知識の提供

④ 糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と
歯科口腔保健指導の実施体制の整備

⑤ 地域包括ケアシステムにおける
歯科口腔対策の充実

⑥ 歯科口腔保健事業の評価や
企画立案に関する市町村への協力

⑦ 歯科口腔保健医療従事者の確保

⑧ 災害時等の歯科口腔保健医療活動体制の確保

※第2次計画の評価は見直した第3次計画の8つの柱で評価します。

2. 現状と課題

- ・第2次計画に基づき、県民目標を定め、8020の達成に向けてライフステージや分野毎に様々な取組を進めてきました。
- ・一人平均残存歯数が増える一方で、進行した歯周病を有する者の割合が増加しています。歯と口腔に関する正しい知識の普及啓発と技術の獲得・定着が必要です。
- ・青壮年期での歯と口腔の健康づくりの取組は増えつつあります。事業所や医療保険者が主体となり取り組めるよう支援し、歯科健診や歯周疾患検診等の取組の推進により、青壮年期の方が自ら歯と口腔の健康状態に気づいてもらう機会を更に増やす必要があります。また、より早期からの取組として、望ましい生活習慣の獲得・定着に向けて食育と関連した食生活の改善やむし歯（う蝕）予防、歯周病予防のための発達段階に応じた歯科口腔保健の指導の強化が必要です。
- ・ライフステージに応じて、様々な機会をとらえ、関係機関、団体とネットワークの構築を進めてきましたが、今後も生涯を通じた切れ目ない支援に向けて更に連携強化が必要です。

(1) 第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画 目標値の評価一覧

*：第2次計画で新たに設定した目標

目標項目		単位	基準値	現状値	目標値	改善率	評価	2次計画策定時の設定理由等	出典				
大目標	20歯以上の自分の歯を有する者の割合(8020達成者)		80歳(75歳～84歳)	%	40.6	H27	48.3	R2	56.0	50.0	B	健康長寿しまね推進計画の目標	県民残存歯調査
	一人平均残存歯数		50歳(45～54歳)	本	26.3	H27	26.7	R2	27.0	61.3	B	コホート別、線形回帰係数から予測値により設定	県民残存歯調査
			60歳(55～64歳)	本	23.3	H27	24.5	R2	24.4	107.2	A		県民残存歯調査
			70歳(65～74歳)	本	19.6	H27	20.9	R2	20.8	107.9	A		県民残存歯調査
			80歳(75～84歳)	本	15.5	H27	17.5	R2	17.0	132.4	A		県民残存歯調査
中目標	24歯以上の自分の歯を有する者の割合(6024達成者) *		60歳(55～64歳)	%	62.1	H27	71.7	R2	70.0	121.5	A	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標値(国の目標)に合わせる	県民残存歯調査
	喪失歯のない者の割合 *		40歳(35～44歳)	%	73.7	H27	73.3	R2	75.0	-30.8	C		県民残存歯調査
	一人平均むし歯本数		3歳児	本	0.6	H27	0.4	R2	0.4	104.5	A	変化率を踏まえ、実現可能性等を加味し設定	母子集計システム
			12歳児	本	1.0	H27	0.7	R3	0.6	65.9	B	変化率を踏まえ、実現可能性等を加味し設定	島根県学校保健統計調査
			30歳代(30～39歳)	本	9.6	H27	8.2	R3	8.0	86.5	B	ロジステック関数を用い、予測値により設定	島根県市町村歯科保健対策評価表
	不正咬合 ⁷⁾ 等認められる児の割合 *		3歳児	%	23.3	H27	23.3	R2	20.7(維持)	(増加)	-	新たに設定した目標である。また近年増加傾向にあり、これ以上増やさないことを目指す	母子集計システム
	たいていの食べ物は噛んで食べられる者の割合		60歳(55～64歳)	%	88.5	H27	91.3	R2	88.5(維持)	(増加)	A	新たに設定した目標である。また、前回の調査結果から減っており、現在の割合を維持することを目指す	県民残存歯調査
	歯肉に所見がある割合 *	13歳(中学校2年生)	男子	%	6.0	H28	6.2	R3	4.7	-16.2	D	しまねっ子元気プランに合わせる	島根県学校保健統計調査
			女子	%	2.8	H28	2.7	R3	2.6	40.0	B		島根県学校保健統計調査
		16歳(高等学校2年生)	男子	%	6.1	H28	2.9	R3	3.2	108.0	A		島根県学校保健統計調査
			女子	%	2.4	H28	0.8	R3	2.4	326.0	A		島根県学校保健統計調査
	進行した歯周病を有する者の割合		20歳代(20～29歳) *	%	-	H27	44.5	R2	15.5	-	-	線形回帰係数から算出した推計値から設定 ★計画の評価は「県民残存歯調査」で行い、目標値は経年変化が見える「島根県市町村歯科保健対策評価表」の数値を用いる ※基準値(H27)および現状値(R2)は県民残存歯調査の値 ※H27の県民残存歯調査では、20代は調査対象ではなかったため、評価不可	県民残存歯調査
		40歳代(40～49歳)	%	58.8	H27	61.4	R2	37.5	-12.2	D	県民残存歯調査		
		50歳代(50～59歳)	%	66.4	H27	68.9	R2	44.9	-11.6	D	県民残存歯調査		
		60歳代(60～69歳)	%	70.1	H27	72.1	R2	53.3	-11.9	D	県民残存歯調査		
小目標	食事の時にしっかりよくかんだり、歯ごたえのあるものを食べるようにしている者の割合		%	52.7	H28	61.9	R4	増やす	(増加)	A	ベースラインより5.2%減っているため、目標数値を「増やす」とした	島根県健康栄養調査	
		(再掲) 70歳代 *	%	69.9	H28	69.6	R4	増やす	(減少)	-	低栄養予防の観点から新たに設定し、目標数値を「増やす」とした	島根県健康栄養調査	
	歯と歯の間を清掃するための専用器具(デンタルフロス、歯間ブラシなど)を使用している者の割合	%	40.2	H28	49.1	R4	増やす	(増加)	A	今まで県データを把握していなかった。このたび県データを把握しベースラインとして設定根拠がないため「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	定期的に(1年に1回以上)に歯科医院に行って、歯垢や歯石など歯についた汚れを取ってもらうようにしている者の割合	%	33.2	H28	40.5	R4	増やす	(増加)	A	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	むし歯予防のためにフッ化物を利用している者の割合	%	41.2	H28	50.9	R4	増やす	(増加)	A	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	3歳児のむし歯がない児の割合が80%以上である市町村の数 *	市町村数	9	H27	11	R4	増やす	(増加)	A	新たに設定した目標であり、目標値を「増やす」とした	母子集計システム		

■ 改善率 = (直近値 - ベースライン値) / (目標値 - ベースライン値) × 100

■ 改善率からの判定

A 目標値に達した

B 目標値には達していないが、目標値に向け50%以上改善した

C 目標値に向け、50%未満の改善が見られた

D 目標値に向け、-50%未満の変化が見られた(悪化に向けて変化)

E 目標値に向け、-50%以上の変化が見られた(悪化した)

- 改善率が出せないもの

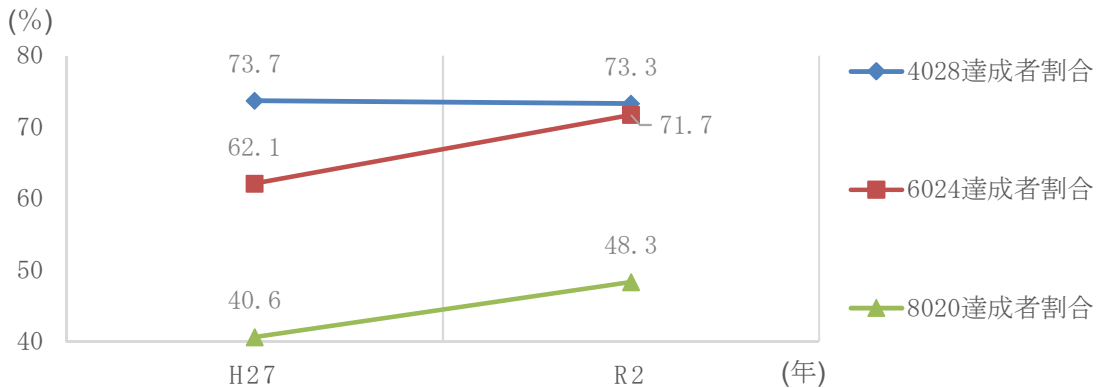
(2) 歯と口腔の健康づくり取組の現状と課題

(主な取組 ◎：関係機関と行政 ○：行政)

1) 県民の大臼歯(奥歯)や口腔の点検の実施

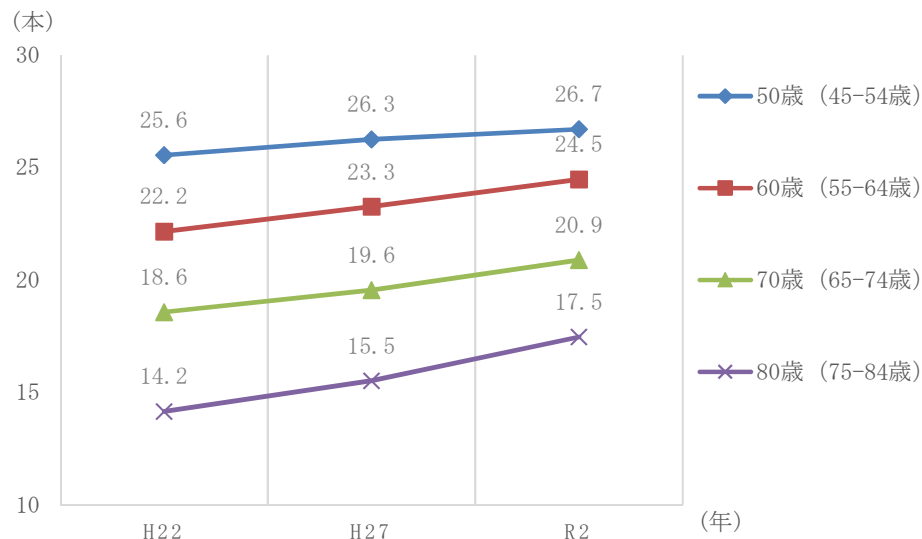
- ・80歳(75～84歳)で20本以上の自分の歯を有する者の割合は目標を達成できませんでしたが、改善がみられました。60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合は目標を達成しました。一方で、40歳で28本の自分の歯を有する者の割合は0.4%減少し、目標を達成できませんでした【図1】。

図1. 40歳・60歳・80歳ごとの残存歯数の目標を達成した割合の推移



- ・一人平均残存歯数は50歳～80歳の全ての年代で改善が見られ、60歳～80歳は目標を達成しました。さらに、55～74歳の一人平均残存歯数は平成27年の調査から約1本ずつ増加し、75～84歳では前回調査から約2本、85歳以上では2.5本と年齢が高くなるにつれて、増加幅が大きくなっています【図2】。

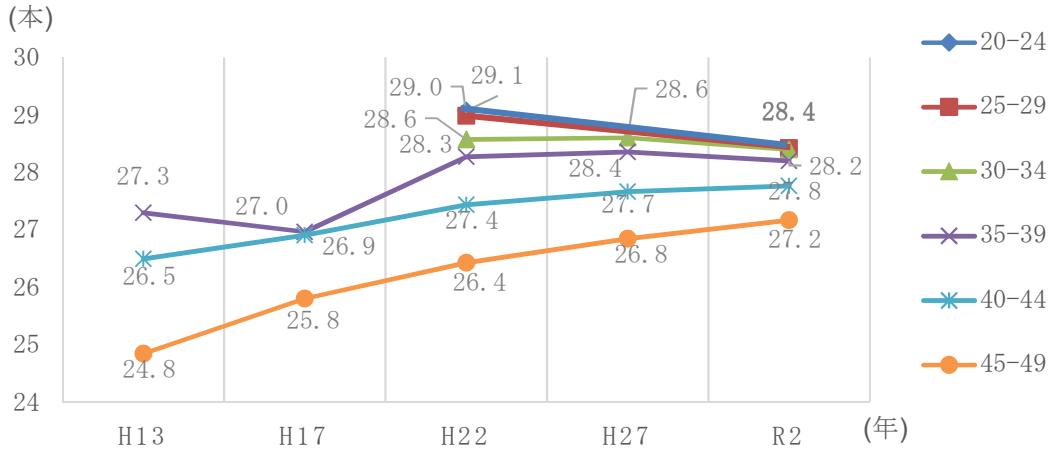
図2. 年齢別の一人平均残存歯数の推移



出典：県民残存歯調査

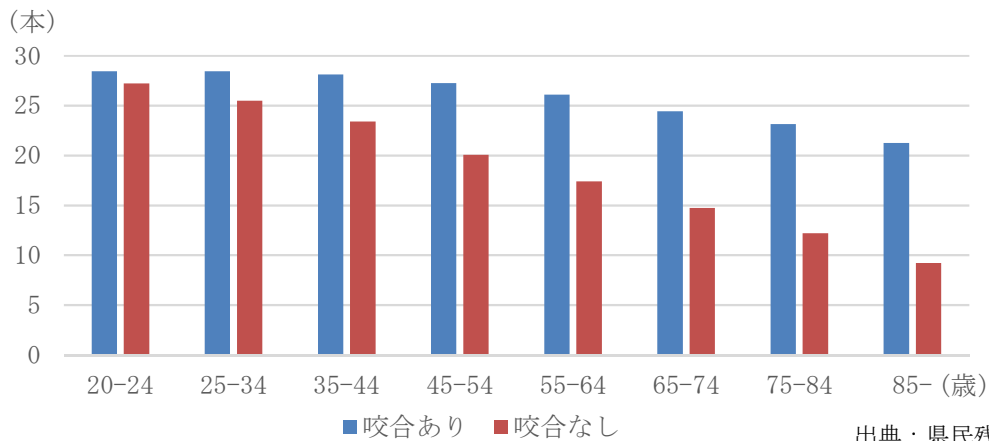
- ・残存歯数は、20～29歳で減少しており、30～39歳では、増加傾向でしたが、平成27年からは減少していました【図3】。
- ・全ての年代で、奥歯(臼歯部)の咬合(噛み合わせ)を維持している人ほど、残存歯数が多い傾向にあります【図4】。

図3. 5歳区分階級別残存歯数の推移



出典：県民残存歯調査

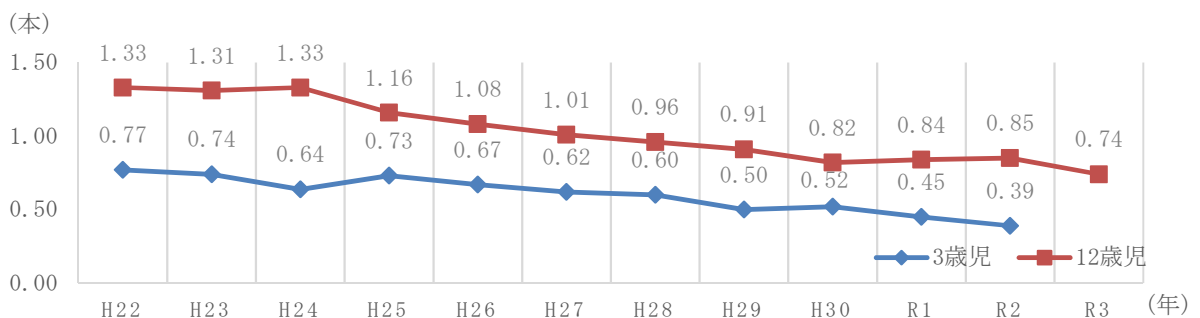
図4. 臼歯部の咬合状態別一人平均残存歯数



出典：県民残存歯調査

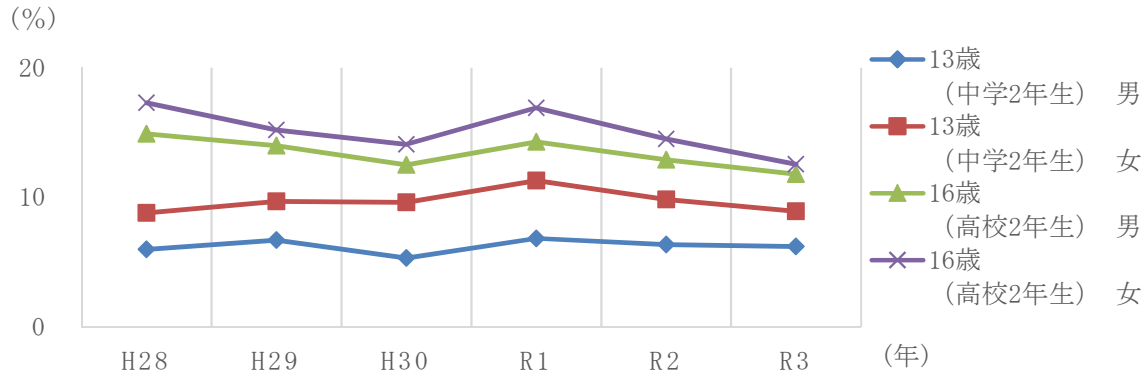
- 一人平均むし歯本数は3歳児、12歳児ともに減少傾向にあり、3歳児は目標の0.4本を達成しました。12歳児は目標の0.6本には達成しませんでした。改善がみられました【図5】。13歳、16歳の歯肉に所見がある割合は減少傾向にあります【図6】。むし歯予防には4～14歳までの一貫したフッ化物応用²⁾が有効なことから、引き続きフッ化物応用に取組むことが必要です。
- 3歳児の不正咬合⁷⁾等が認められる児の割合が増加しており、維持という目標は達成されませんでした【図7】。子どもの口腔機能の発達に応じた取組が必要です。
- 30歳代の一人平均むし歯本数は、目標値の8.0本には達しませんでした。改善が見られました。

図5. 3歳児、12歳児一人平均むし歯本数の推移



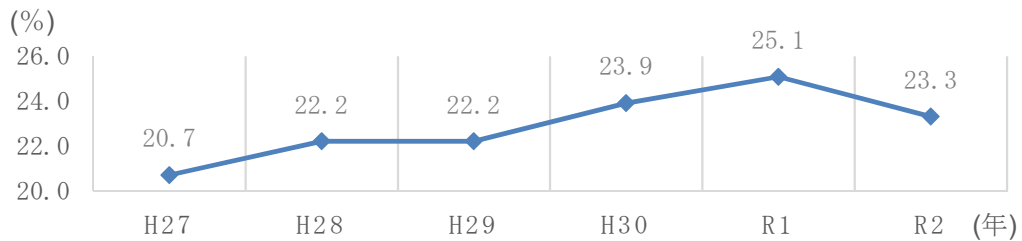
出典：島根県母子保健集計システム(3歳)
島根県学校保健統計調査(12歳)

図 6. 13 歳、16 歳の歯肉に所見がある割合の推移



出典：島根県学校保健統計調査

図 7. 3 歳児不正咬合等認められる割合の推移



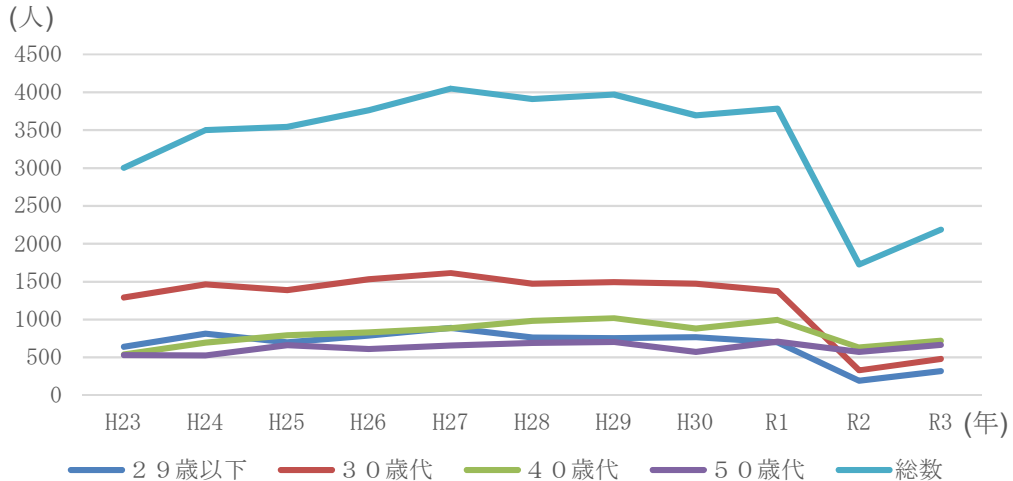
出典：島根県母子保健集計システム(3 歳)

- ◎歯と口腔の健康週間(6/4～6/10)や、いい歯の日(11/8)に合わせた啓発、地区のイベントや事業など様々な機会を捉え、デンタルフロス、歯間ブラシの使用に関するパンフレットやグッズ、かかりつけ歯科医の定着を推進するチラシ等の配布し、咀嚼力判定ガムなどの体験を通した啓発を行うことで、歯と口腔の健康について関心を持つきっかけとなっています。また、全身疾患と口腔との関連性が注目されるようになったことで口腔内を意識する方が増えたことも残存歯数の残存歯数増加の要因のひとつと考えられます。
- ◎関係者が一体となって企画・実施することにより住民に伝えたい啓発内容を明確にして取り組むことができます。
- ◎障がいがある人(児)等の歯と口腔の健康づくり体験を東部・西部口腔保健センターで取り組んでおり、オンラインによる研修会を通じて幅広く定期受診の重要性等を啓発する機会となっています。
- ◎かかりつけ歯科医の定期受診を推進していますが、県民がかかりつけ歯科医にかかるようになるために、子どもの頃から歯科医院に通い、ライフステージに応じた自分にあった歯みがきの方法を学ぶことが必要です。
- ◎歯と口腔の健康や口腔機能維持が、糖尿病や心疾患、認知症やフレイル(虚弱)など全身の健康に関係していることが明らかになり、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯や口腔の管理を受ける県民は 40.5%と増えつつありますが、国の R4 年度の目標値は 65%であり、今後も、かかりつけ歯科医を持つことの大切さについて関係機関が連携して啓発することが必要です。
- ◎奥歯を守ること、また、たとえ奥歯を失っても義歯を入れるなど口腔機能を確保することが重要です。歯と口腔の健康づくりの中で口腔機能の維持に引き続き取り組む必要があります。

2) 青壮年期の歯科口腔保健対策の推進

- ・島根県の成人歯科健診受診者数は平成29年まで徐々に増加しました。令和2年からの減少は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施を中止した市町村があることや、受診控えをする人が増えた背景が考えられます【図8】。

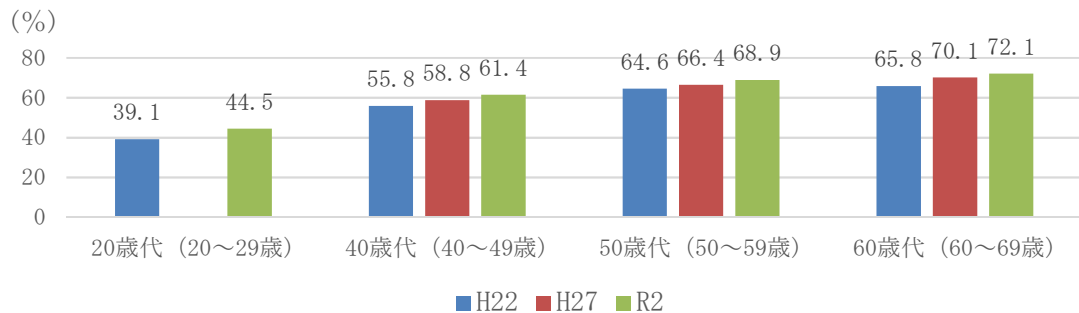
図8. 市町村成人歯科健診・歯周疾患検診受診者数の推移



出典：島根県市町村歯科保健対策評価表

- ・歯周病を有する者の割合は各年代において増加しており、目標は達成できませんでした【図9】。しかし、歯周病治療にて歯の保存を図る傾向もあり、図3のように残存歯数は増えているため、残された歯に対して、デンタルフロスを使用しないことや正しい歯みがきができていないなどが歯周病増加の要因と考えられます。健康な歯肉を守るために、歯みがきの習慣だけでなく、技術的な習得に向けて歯科指導を進める必要があります。
- ・そのほか、県民残存歯調査は歯科受診をした人が対象者となり、症状がある人等が多く含まれているため、割合も高くなったと考えられます。

図9. 年代別進行した歯周病を有する者の割合の推移



※H27の20歳代は調査対象ではなかったためデータなし

出典：県民残存歯調査

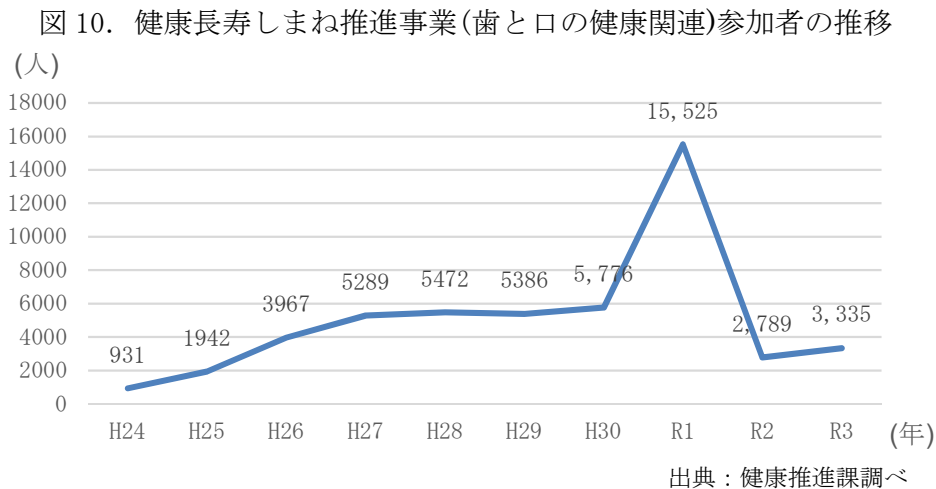
○歯周疾患検診（健康増進事業）を実施している市町村は12か所あります。歯周疾患検診以外で、市町村独自の成人を対象とした歯科健診（検診）を実施している市町村も12か所あります。

◎歯周疾患検診を実施していない市町村においても、独自の取組として妊婦を対象とした歯科健診実施などが進んでおり、歯科衛生士会では、企業歯科健診への協力が進んでいます。今後は、青壮年期が中心となる事業所等における普及が必要です。

- ◎卒業などを機に生活環境が変わる学生や新社会人などの青年期には、食習慣や、歯科口腔への意識の低下等により生活習慣全般が変化しやすいため、指導を受ける機会の提供が必要です。
- ◎事業所へ出前講座等を実施し、歯と口腔の健康づくりについて学習の場を設定できるように取り組んでいます。出前講座を申し込む事業所が少ない現状もあります。出前講座に関する情報発信の強化のほか、休憩時間等に事業所が利用できる媒体の提供など、事業所での取組促進につながる新たな方法の検討が必要です。

3) 多様な手法を用いた住民への知識の提供

- ・健康長寿しまね推進事業の取組のうち、歯と口腔の健康に関連する事業の参加者数は年々増えています【図 10】。

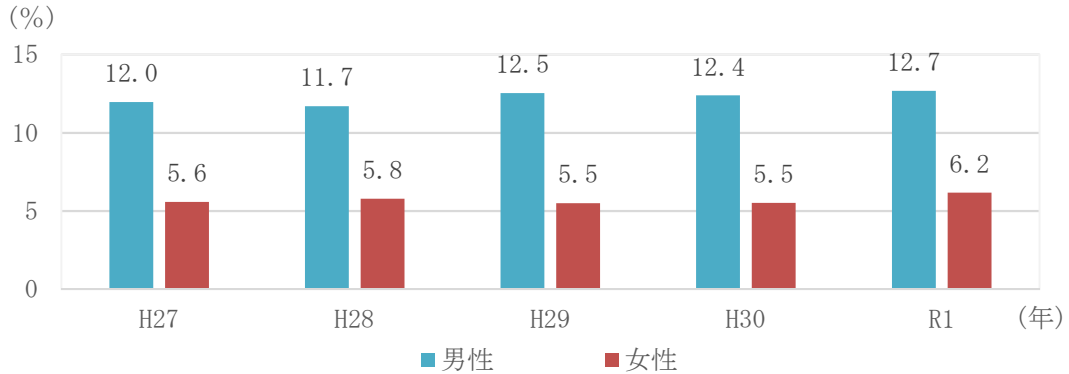


- ◎6月の「歯と口の健康週間」の関連行事の一環として親と子のよい歯のコンクールの実施により、各圏域での表彰や、県での表彰、その情報発信などを通じて、子どもだけでなく親世代にもはたらきかけることで、歯と口腔の健康づくりに関する意識を高め全県での機運醸成を図っています。
- ◎11月8日の「いい歯の日」の関連として8020よい歯のコンクールの実施により、高齢者へはたらきかけ、歯と口腔の健康づくりに取り組むきっかけとなっています。
- ◎広報誌やケーブルテレビ、ホームページ、SNSを活用した健康情報の発信により、県民へ広く周知を行っています。感染症等の影響により、従来のイベントやキャンペーンの場が減少し、住民に直接情報提供する機会が減少していることから、さらにインターネットツール等を活用した新たな周知・啓発方法の検討、開発も必要です。
- ◎様々なイベントやキャンペーンに併せて歯と口腔に関する情報提供や啓発が行われていますが、さらに広く住民へ啓発する必要があります。またその中で、知識を提供する場や体験を増やす必要があります。
- ◎しまね☆まめなカンパニー⁴⁾の登録促進により、歯科口腔保健に関する取組を普及する機会となっています。また、登録カンパニーにはメールマガジンにより、定期的に情報発信ができます。今後も、しまね☆まめなカンパニーの登録促進を図ります。
- ◎食と歯科口腔を結びつけた教育の推進も進んでおり、基本的な生活習慣づくりの視点から、食育と関連した食の改善やむし歯(う蝕)予防、歯肉炎予防も含めた歯周病予防のための効果的な歯みがき等発達段階に応じた歯科口腔保健の指導を実施しています。

4) 糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科口腔保健指導の実施体制の整備

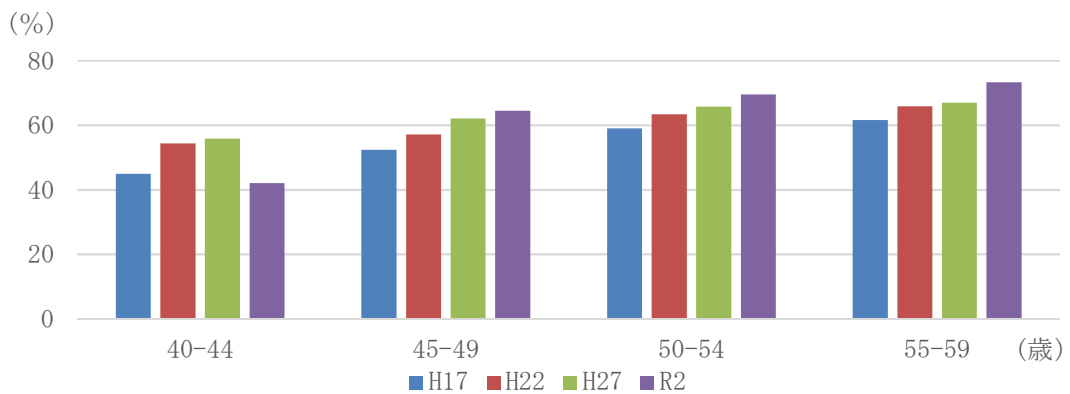
- ・糖尿病の有病率は、男女ともに横ばいで推移しています【図 11】。
- ・歯周ポケットが 4mm 以上ある者の割合は、いずれの年代も増加傾向にあります【図 12】。歯周病は、糖尿病や心疾患等と関連することから、医科、歯科、薬科や関係機関との連携がさらに必要です。

図 11. 島根県の糖尿病年齢調整病者の割合の推移（市町村国保、40-74 歳）



出典：市町村国保特定健診結果

図 12. 5 歳区分階級別 歯周ポケット 4mm 以上ある者の割合の推移



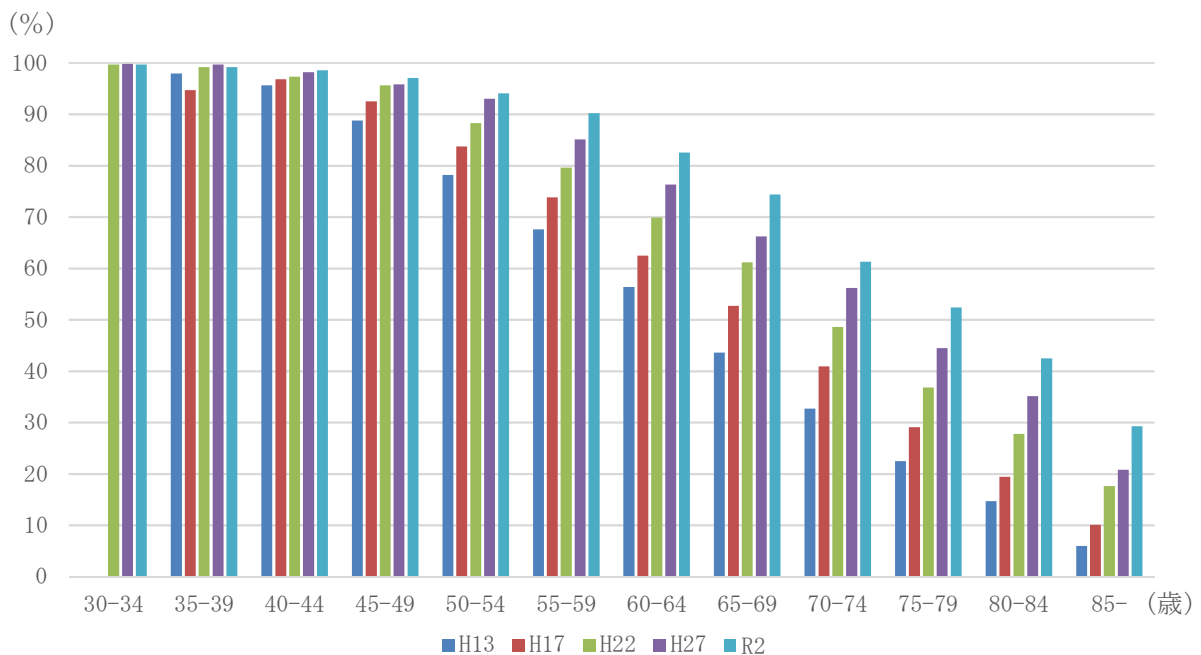
出典：県民残存歯調査

- ◎糖尿病等の患者の治療における医科と歯科の連携体制の構築を図るため、医科歯科合同症例検討会や関係者への意識啓発のための研修会を開催してきました。
- ◎周術期の口腔ケアについて、島根県歯科医師会、島根県歯科衛生士会などが主体となり、歯科医療スタッフの資質向上に向けた研修会も開催されるようになりました。
- ◎糖尿病委員会等の各種会議の場を通して、地域の実情に応じた医科と歯科の連携体制の構築をはじめ、関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。今後更に、幅広い取組となるよう啓発が重要です。
- ◎糖尿病の医科歯科薬科連携体制強化学業においてモデル事業の実施や、関係者会議や勉強会を実施し、体制整備を進めています。
- ◎周術期の化学療法に伴う口腔ケアや口腔機能維持の重要性が言われるようになりました。県民への周知及び知識の提供はもとより、関係者の資質向上が求められています。
- ◎歯周病は動脈硬化を悪化させる要因となることから脳血管疾患とも関係しており、歯周病対策のより一層の推進が必要です。

5) 地域包括ケアシステムにおける歯科口腔対策の充実

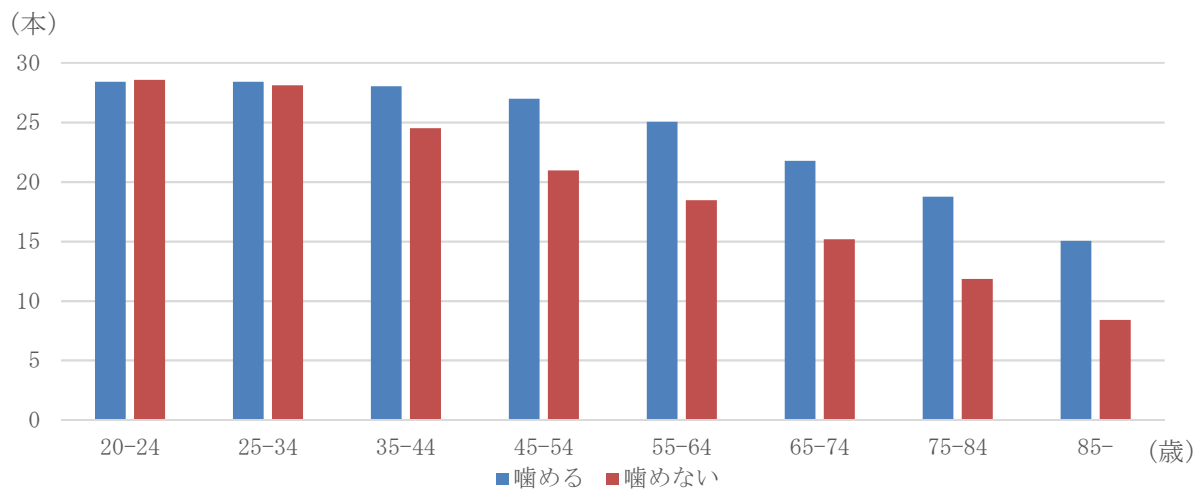
- ・自分の歯を20本以上有する者の割合は、30代を除き全ての年齢階級で前回調査と比べ増えています。【図13】。
- ・噛めないと認識している者は、噛めると認識している者と比べ、一人平均残存歯数が少ない傾向です【図14】。
- ・自分の歯が20本未満で義歯の有無と噛める者の割合を見ると、義歯がある者の方が噛めると認識している傾向です【図15】。
- ・年齢が高くなるにつれ低栄養・咀嚼・嚥下リスクのある人の割合が高くなっていますが、経年で見ると、各リスクのある人の割合は減少傾向にあります。【図16】

図13. 年齢階級別残存歯数20本以上の割合



出典：県民残存歯調査

図14. 年代別咀嚼の状態と一人平均残存歯数



出典：県民残存歯調査

図 15. 残存歯 20 本未満で義歯有無と咀嚼の状態

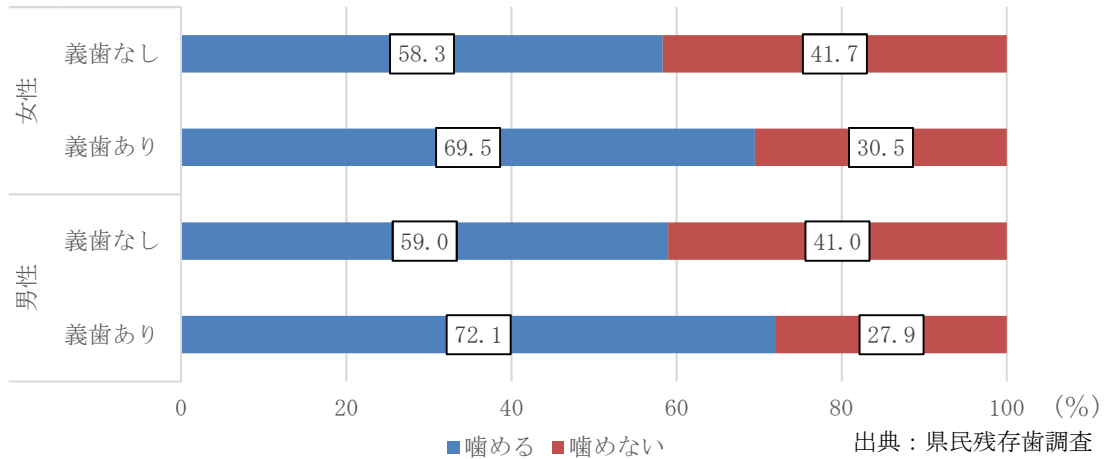
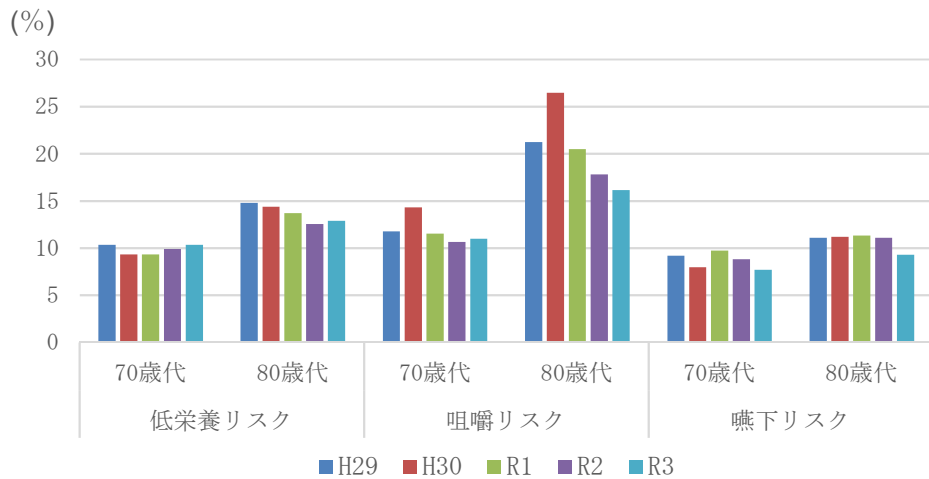


図 16. 高齢者（70 歳代、80 歳代）の低栄養・咀嚼・嚥下リスク割合の推移



- ◎地域の福祉活動への人材派遣や、高齢者向けイベント等への参加や展示等により、地域の課題に応じた予防的な啓発に役立てることができています。
- ◎島根県後期高齢者医療広域連合では、島根県歯科医師会と連携し「後期高齢者歯科口腔健診」を県内全市町村で実施しています。歯科疾患の早期発見のみならず、口腔機能の低下の早期発見から早期対応のため、保健事業や介護予防事業等へつなげるなど、低栄養の予防や口腔機能の向上を図る取組みを進めています。
- ◎低栄養予防やオーラルフレイル予防対策の推進に向け、島根県歯科医師会及び島根県歯科衛生士会、島根県栄養士会等とのさらなる連携により、口腔衛生・口腔機能向上の重要性に関する普及啓発や、高齢者の低栄養と口腔機能についての実態に応じた取組を進めています。
- ◎各市町村では口腔機能の低下予防を目的に、地域の自主的な健康づくりの場（通いの場、高齢者サロンなど）で、歯科口腔に関する健康教育、口腔体操の実践・定着に取り組んでいます。
- ◎令和3年度に実施した高齢者歯科保健・介護保険（在宅歯科医療を含む）についてのアンケート調査では、地域包括ケアシステムの構築に関わる市町村事業への参画は12カ所の自治体ができていると回答しました。歯科関係者の地域ケア会議への参加や、通いの場のなど歯科医療を含めた医療、保健、福祉の連携による多職種連携が必要です。

- ◎島根県歯科医師会・島根県歯科衛生士会等との連携により作成した「お口まめな体操」「食支援マニュアル」（島根県栄養士協力）が、市町村の活動の中でより効果的な活用となるよう働きかけを実施しています。
- ◎在宅歯科医療、訪問歯科診療の推進のための在宅歯科医療連携室が島根県歯科医師会に設置され、相談電話を「歯科の往診ホットライン」と名称をつけて、周知しています。訪問歯科診療等に関する相談件数は近年横ばいですが、要介護者の訪問歯科診療につながっています。今後も訪問可能歯科医院を増やすとともに、高齢者などの歯や口の困りごとについての相談ができる在宅歯科医療連携室の周知を図り、関係者の連携体制の強化が必要です。
- ◎障がい者への対応に関する歯科医療機関調査結果(令和元年度)をもとに、障がい者対応歯科診療所マップを作成し、その活用状況について令和3年度に県内の入所施設および通所施設に認知度調査を実施しました。認知度調査では、障がい者対応歯科診療所マップを知らないと回答する施設が7割以上でした。県民に対し、障害があっても対象者が等しく歯科医療を受けられるような歯科医療に係る情報を発信し周知を強化する必要があります。
- ◎令和3年度の高齢者歯科保健・介護保険（在宅歯科医療を含む）についてのアンケート調査によると、各圏域において在宅医療・介護の支援体制の構築のための検討会や協議会が開催されるなど、取組が進んでおります。今後も更なる取組の推進と、人材確保や関係者のスキルアップも必要です。

6) 歯科口腔保健事業の評価や企画立案に関する市町村への協力

- ◎歯科口腔保健事業の効果的な展開に向けて、ライフステージ毎の各種マニュアルの作成、歯科口腔保健の従事者を対象とした研修会を開催しています。
- ◎歯科口腔保健事業が各種マニュアルに基づいた実施になるよう、関係者で実施体制を確認しながら、歯と口腔の健康づくりを進め、より良い対策となるよう、会議や研修を設定していくことが必要です。
- ◎歯と口腔の健康づくりに従事する者を対象とした研修会を開催し、情報の共有やスキルアップが必要です。
- 市町村の歯科口腔保健対策の推進に向け、データの整理や歯科口腔保健活動の状況を把握し、重点的に取り組む内容の検討等支援が重要です。

7) 歯科口腔保健医療従事者の確保

- ◎歯科医療に従事する歯科衛生士の確保のため、歯科衛生士の学生や休職中の歯科衛生士資格を持つ者を対象とした各種取組を実施しています。また、将来の担い手確保に向けて、学生への職業紹介や現役の歯科衛生士や歯科技工士との交流などにより、歯科専門職を知ってもらう機会を拡げ、人材の確保に努めています。
- ◎市町村の乳幼児健診や成人の歯科相談に対応する歯科衛生士の確保や資質向上のため、歯科衛生士連絡会など様々な機会を活用し支援を行っています。
- ◎令和3年度に島根県歯科医師会が、歯科衛生士科卒業生に対し実施した「就業状況のアンケート調査」（島根歯科 2021.6）から、卒業後約3割が割と早期に(卒業後2～4年以内に)退職もしくは仕事への不満を抱えていることが分かりました。このことから、歯科衛生士への離職防止支援や復職支援が求められています。
- ◎地域の歯科口腔保健活動に対応する歯科衛生士や、高齢化が進む歯科技工士の人材は不足している状況であるため、島根県歯科医師会、島根県歯科衛生士会・島根県歯科技工士会とともに、確保に向けた具体的な取組が必要です。
- ◎市町村の歯と口腔の健康づくりに対応する者は、歯科医療機関に勤務している者、地域活動を専門にしている者と様々であることから、現状や課題を意識して事業に対応することや指導の標準化が必要です。
- ◎各市町村では常勤歯科衛生士の配置がなく、保健所には地域の歯科保健医療の状況

を把握し、効果的な歯科口腔保健に関する助言や支援が求められていますが、県の歯科職種は、全ての保健所に配置されている状況ではないため、県の歯科職種が中心となり保健所の歯科保健担当者の手引きを作成しました。活用を図りつつ、現場に即したものとなるよう見直しが必要です。

8) 災害時等の歯科口腔保健医療活動体制の確保

- ◎県は、災害時の医療救護体制に関する協定を島根県歯科医師会と締結し、災害時の歯科口腔保健医療活動の体制整備を進めてきました。
- ◎公益社団法人日本歯科医師会が主催する「災害歯科保健医療体制研修会」に歯科専門職が参加する等、災害時に適確かつ迅速に対応できる人材を養成されています。
- ◎被災住民に対する公衆衛生活動のマニュアルに歯科口腔保健も盛り込まれていますが、2次的な健康被害の防止も含め、長期的な活動の場合等どのように取り組むか、今後検討していく必要があります。
- ◎新型コロナウイルス感染症等、感染症の影響による生活様式の変化や学校等における取組の変化により、受診控えやフッ化物洗口の中断、歯科健康教育の機会減少などが生じました。感染症の発生による歯や口腔機能への影響は明らかではありませんが、今後、感染症対策を講じながら取組を継続するためには、関係者への理解促進及び、体制確保が必要です。

3. 施策の方向

6つの県民目標は、生涯を通じた切れ目ない支援に向けて8つの取組の柱に基づき進めていくものとします。ここでは、第2次計画の評価を受け、以下の通り、各ライフステージや分野毎の取組の方向性をまとめました。

- (1) 県民目標
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
 - ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
 - むし歯予防(生活習慣の見直し、フッ化物応用)に取り組む
 - 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
 - よく噛んで食べることを効果を知り、実践する(口腔機能の発達・維持向上)
 - 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

(2) ライフステージ別

1) 妊娠期・乳幼児期・学齢期

①妊娠期

- ・妊娠期の生理的変化・口腔内変化から、歯周病になりやすいこと、バランスのよい食生活、生まれてくる子どもの歯と口腔の健康に関すること、正しいブラッシング方法等、知識や技術の提供を図ります。
- ・妊娠期の歯科健康診査や歯科口腔保健指導などの歯科口腔保健対策の充実を図ります。

②乳幼児期

- ・歯の本数や生えている状態、子どもの発達等に応じた仕上げみがき⁵⁾の方法、間食など、生活習慣とむし歯の関係や噛むことの大切さ等についての普及啓発を行います。
- ・乳幼児健康診査や育児教室、保育所・幼稚園等において、適切な歯科口腔保健指導を受けられる機会の拡充に努めます。
- ・効果的なむし歯予防法として、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の使用や、かかりつけ歯科医等でのフッ化物歯面塗布、保育所等でのフッ化物洗口などのフッ化物応用を啓発し、推進します。
- ・口腔機能の獲得や顎の発達の時期であり、個々の年齢・口腔機能・発達(口や舌の動き)に合わせた離乳食指導や幼児食指導を行います。

③学齢期

- ・学校歯科健診や歯科健康教育の教育的意義を関係者で共有し、健康実態により適切な事後措置を行うなど、個々に対応した支援体制づくりを推進します。
- ・むし歯や歯周病予防のための自分にあった歯みがきの方法や、よく噛むことの大切さ等、児童・生徒・学生が自らの健康づくりに意欲的に取り組む意識の醸成を図ります。
- ・口腔内をより清潔に保つため、デンタルフロス(糸ようじ)等歯間部清掃用具を含めた清掃法についての正しい使い方等の普及啓発に取り組みます。
- ・かかりつけ歯科医等での定期的な歯科口腔管理の定着とともに、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の使用や学校でのフッ化物洗口の普及を図ります。
- ・歯科医院をはじめ、学校でも食習慣を含めた生活習慣の改善、むし歯や歯周病予防、早期発見・早期治療を推進し、子どもや保護者に対し、歯科医師等による適切な治療や保健指導を受ける機会の拡充に努めます。
- ・関係機関と連携し、むし歯・歯周病予防に直接結びつく間食や歯みがきの方法についての情報提供や、フッ化物応用に関する研修を強化します。
- ・学校歯科口腔保健に関する最新の情報の提供に努め、学校歯科健診データの収集分析し、地域の実情に応じた歯科口腔保健対策が講じられるよう支援します。

2) 成人期

- ・口腔内のセルフチェックを促し、奥歯を守り、奥歯で噛む機能を確保することの重要性を啓発します。
- ・むし歯や歯周病の予防や早期発見・早期治療のために、市町村や保険者が実施する歯科健診の受診勧奨や歯科医院での定期的な歯科健診を普及啓発します。
- ・特定健診・特定保健指導や健康教室、歯科受診など様々な機会を活用し、歯間ブラシ等歯間部清掃用具使用の定着や、むし歯・歯周病予防のための技術の習得に向けた指導助言に努めます。また、家庭でのフッ化物配合歯磨剤の利用について普及啓発に努めます。
- ・職場での、健康診査や人間ドックに併せた歯科健診の導入や歯科口腔保健指導の実施の機会を設け、自分にあった歯みがきの方法や定期健診、早期の歯科治療の推奨を働きかけます。
- ・定期的な歯科健診(検診)受診のきっかけとなるよう、市町村に健康増進法⁶⁾に基づく歯周疾患検診等の実施を働きかけると共に、受診後のフォロー体制整備の支援を行います。
- ・歯と口腔の健康が、糖尿病や循環器病などの生活習慣病や全身の健康と関連することについて、県民への周知啓発及び知識の提供に努めます。

3) 高齢期

- ・島根県歯科医師会をはじめとした関係団体と連携しながら、口腔機能や口腔衛生・口腔機能向上の重要性に関する普及啓発を継続します。
- ・歯と口腔の健康や口腔機能維持や、オーラルフレイルの予防が、認知症やフレイル(虚弱)など全身の健康に関係していることを啓発し、適切な口腔ケアが取り組まれるよう関係機関・団体で情報を共有します。
- ・島根県後期高齢者医療広域連合が実施する「島根県後期高齢者歯科口腔健診」の実施により、口腔機能の低下の早期発見・早期対応を促し、保健事業や介護予防事業等へつなげることで低栄養の予防や口腔機能の向上を図ります。
- ・加齢等による口腔内の変化(唾液量の減少、歯ぐきの変化等)、内服薬の副作用による口の渇き等に対し、歯科口腔健診がより必要となることを周知し、後期高齢者歯科口腔健診の受診や、かかりつけ歯科医を持つことを啓発します。
- ・地域における高齢者の食支援・低栄養予防等の推進が図られるよう歯科医療関係者をはじめ関係機関・団体との相互のネットワークの構築、関係者の資質向上を図ります。
- ・島根県歯科医師会・島根県歯科衛生士会等との連携により作成した「お口まめな体操」「食支援マニュアル」が、市町村の活動の中でより効果的な活用となるよう働きかけを継続します。

(3) 特別配慮が必要な分野

1) 虐待早期発見

- ・ネグレクト⁷⁾(育児放棄)と関連したむし歯多発や身体的暴力による歯の破折等の口腔の外傷などについて、歯科医療関係者に啓発するとともに、市町村や児童相談所等と連携して児童虐待の早期発見につなげるよう努めます。
- ・むし歯の治療を受けさせず、長期に放置するデンタルネグレクトが疑われる児の支援に歯科関係者が参加できるよう体制整備を図ります。

2) 障がいがある人（児）

- ・施設などでの定期的な歯科健診や歯科治療等、歯みがきの方法の指導やフッ化物応用によるむし歯予防が適切に行われる体制の整備を図ります。
- ・障がいがある人（児）が、地域で受診困難な状況とならないよう、歯科口腔保健医療体制整備や訪問歯科診療の拡充に努めます。
- ・障がいがある人（児）への対応に関する歯科医療機関調査結果を活用し、歯科医療機関の情報提供や早期の受診に向けた啓発に努めます。
- ・障がいがある人（児）のグループ等に対し、歯と口腔の健康づくり体験の機会を活用した啓発や、その周知に努めます。
- ・障がいがある人（児）に関わる機会のある関係者を対象とした研修を継続し実施します。
- ・教育関係者は、特別支援学校・学級の児童生徒に対し、自ら歯と口腔に関心が持てるよう障がいに配慮した健康教育を実施します。
- ・歯科と口腔の健康づくりと機能維持・向上の視点から保健、医療、介護を支える関係者の連携強化及び、資質の向上、育成に努めます。

3) 介護が必要な人

- ・かかりつけ医や介護支援専門員との連携により、介護度に応じた歯科口腔保健医療サービスの提供と連携に必要な基盤強化を推進します。
- ・高齢者などの歯や口の困りごとについての相談ができる、島根県歯科医師会の「在宅歯科医療連携室」を周知し、関係者の連携により在宅歯科医療、訪問歯科診療の推進を図ります。また、訪問可能歯科医院の一覧表を活用するなど、各圏域における在宅医療・介護の支援体制の構築に向けた取組を推進します。
- ・口腔清掃、義歯の手入れ等知識の普及や口腔機能訓練などにより口腔機能の維持・向上を図り、誤嚥性肺炎や窒息の予防等に努めます。
- ・高齢者の低栄養予防や食形態の助言など、島根県栄養士会の「栄養ケアステーションしまね」による栄養相談・指導を紹介します。
- ・施設スタッフに対する専門的知識や技術の情報提供や普及啓発等、歯科健診や歯科口腔保健指導の取組状況等、施設の特性等を踏まえた体制づくりと施設での定期的な歯科健診を推進します。
- ・誤嚥性肺炎の予防や歯科口腔機能向上のため、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士による定期的な歯科口腔ケアを実施するよう普及します。
- ・入院時から在宅医療に至るまで、切れ目のない歯科口腔ケア及び口腔機能の維持向上が図られるよう、医科歯科連携を推進します。
- ・多職種連携による地域ケア会議等により、要介護者及び要支援者の口腔機能の維持や向上、及び食支援を進めます。
- ・歯科専門職を含めた保健医療従事者を対象とした専門的な歯科口腔ケア及び歯科口腔機能の維持向上に関する研修会を開催するなど人材育成を図ります。

(4) 全身の病気と関連した取組

- ・歯周病が糖尿病等の生活習慣病や喫煙などに関わりがあること等歯と口腔の健康が全身の健康と関連することについて啓発を進めます。
- ・糖尿病や循環器疾患、がんなど疾病を有する患者の治療や周術期等の口腔内の炎症などによる不快感を緩和する口腔ケアの推進にあたり、医科歯科薬科の連携を強化します。
- ・早期発見早期治療と全身の疾病の良好な管理のため、かかりつけ歯科医をもち、定期受診をうながし、歯科口腔機能の維持・向上を図ります。

(5) 環境づくり・基盤整備

- ・ 歯科専門職の人材確保の実施、育成と養成を支援します。
- ・ 歯科口腔保健関連データの収集分析により、地域の実情に応じた歯科口腔保健対策が講じられるよう、市町村や関係機関と連携を図り、支援を行います。
- ・ ライフステージに応じた事業展開に向け、各種マニュアルに基づく定期的な実施体制の確認や見直しを進めます。
- ・ 災害時等の歯科口腔保健医療活動体制の確保のため島根県歯科医師会や島根県歯科衛生士会等と連携を図り、応援体制を確立します。
- ・ 新型コロナウイルス等のパンデミック下における集合形式での歯科健診や歯科保健指導、フッ化物応用を行う際の感染対策を図りながら実施の継続を支援します。

(以下、再掲)

- ・ 妊娠期の歯科健康診査や歯科口腔保健指導などの歯科口腔保健対策の充実を図ります。
- ・ 乳幼児健康診査や育児教室、保育所・幼稚園等において、適切な歯科口腔保健指導を受けられる機会の拡充に努めます。
- ・ 学校歯科健診や歯科健康教育の教育的意義を関係者で共有し、健康実態により適切な事後措置を行うなど、個々に対応した支援体制づくりを推進します。
- ・ 学校歯科口腔保健に関する最新の情報の提供に努め、学校歯科健診データの収集分析し、地域の実情に応じた歯科口腔保健対策が講じられるよう支援します。
- ・ 定期的な歯科健診受診のきっかけとなるよう、市町村に健康増進法に基づく歯周疾患検診等の実施を働きかけると共に、受診後のフォロー体制整備の支援を行います。
- ・ 歯と口腔の健康や口腔機能維持が、認知症やフレイル（虚弱）など全身の健康に関係していることを啓発し、適切な口腔ケアが取り組まれるよう関係機関・団体で情報を共有します。
- ・ 地域における高齢者の食支援・低栄養予防等の推進が図られるよう歯科医療関係者をはじめ関係機関・団体との相互のネットワークの構築、関係者の資質向上を図ります。
- ・ ネグレクト（育児放棄）と関連したむし歯多発や身体的暴力による歯の破折等の口腔の外傷などについて、歯科医療関係者に啓発するとともに、市町村や児童相談所等と連携して児童虐待の早期発見につなげるよう努めます。
- ・ むし歯の治療を受けさせず、長期に放置するデンタルネグレクトが疑われる児の支援に歯科関係者が参加できるよう体制整備を図ります。
- ・ 施設などでの定期的な歯科健診や歯科治療等、歯みがきの方法の指導やフッ化物応用によるむし歯予防が適切に行われる体制の整備を図ります。
- ・ 障がいがある人（児）が、地域で受診困難な状況とならないよう、歯科口腔保健医療体制整備や訪問歯科診療の拡充に努めます。
- ・ 歯科と口腔の健康づくりと機能維持・向上の視点から保健、医療、介護を支える関係者の連携強化及び、資質の向上、育成に努めます。
- ・ かかりつけ医や介護支援専門員との連携により、介護度に応じた歯科口腔保健医療サービスの提供と連携に必要な基盤強化を推進します。
- ・ 多職種連携による地域ケア会議等により、要介護者及び要支援者の口腔機能の維持や向上、及び食支援を進めます。
- ・ 糖尿病や循環器疾患、がんなど疾病を有する患者の治療や周術期等の口腔内の炎症などによる不快感を緩和する口腔ケアの推進にあたり、医科歯科薬科の連携を強化します。

4. 歯と口腔の健康づくり計画の推進と体制

(1) 関係機関の役割

① 県民の役割

- ・健康教育など様々な機会を捉え、生涯を通じて歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つよう努め、実践する
- ・かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるなど、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組む
- ・地域ぐるみの健康づくりを推進する

② 県・保健所の役割

- ・歯と口腔の健康づくり施策について、県民への啓発及び関係機関と共通理解を図り、持続的かつ効果的な取組の実施
- ・専門的かつ技術的な業務の推進のため関係機関・団体と連携協力の強化、情報提供や助言等の支援
- ・保健所の歯科保健担当者の手引きを活用し市町村に対する支援、助言を行い、現場・社会情勢に即したものとなるよう適宜見直しを図る
- ・歯科保健統計データの情報共有と統計情報の蓄積
- ・歯科保健関係者等の研修を開催し、資質向上と育成、支援
- ・災害時の対応支援を行うための体制整備

③ 市町村の役割

- ・各種歯科健診、歯科相談など妊娠期・乳児期から高齢期を通したライフステージに添った歯科保健サービスの提供
- ・かかりつけ歯科医の必要性についての啓発
- ・歯科保健関連データ等の収集・活用、県への情報提供
- ・歯科保健に関する計画を策定し、持続的かつ効果的な取組の実施
- ・医科、歯科、福祉、関係機関・団体等との連携・協力体制の整備
- ・地域の健康づくりグループ等と連携し、歯と口腔の健康づくり

④ 教育関係者の役割

- ・学校、家庭、地域の関係機関が連携した地域ぐるみの歯科保健活動の充実
- ・学校における歯科健診の教育的意義を関係者が共有し、個々の健康課題解決に向けた支援体制づくりの推進
- ・学校歯科医等と連携を図りながら、フッ化物（フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤）の普及
- ・食育も含めた基本的な生活習慣や口腔のセルフチェックとセルフケアの技術と習慣を身につけるための取組推進
- ・口腔内をより清潔に保つため、デンタルフロス(糸ようじ)等歯間清掃具を含めた清掃法について普及啓発

⑤ 保健医療関係者の役割

- ・かかりつけ歯科医として、良質かつ適切な歯科医療・歯科健診・歯科保健指導
- ・関係機関団体が実施する歯と口腔の健康づくりに関する取組への協力
- ・歯科専門的立場から、地域での歯科保健施策における企画への助言・実施
- ・歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等各関係団体は各種研修等を通じて会員の資質の向上

⑥ 事業所・医療保険者の役割

- ・関係機関と連携し、効果的な歯科保健対策の推進に関する検討
- ・歯科健診及び特定健診、歯科保健指導を受ける機会の確保
- ・歯と口腔の健康づくりに関する取組の推進

⑦ 介護保険事業者・保険者の役割

- ・関係機関・団体との連携により介護従事者の歯科口腔保健に関する正しい知識の獲得およびスキルアップを図る

- ・介護や支援の必要な者の早期発見および早期対応
- ・歯科健診や特定健診の歯科関連項目の実施及び結果に基づく指導や歯科受診勧奨
- ・介護保険施設等における協力歯科医療機関との連携を図り、利用者の意向を確認した上で、必要かつ適切な歯科医療が提供されるよう対応する

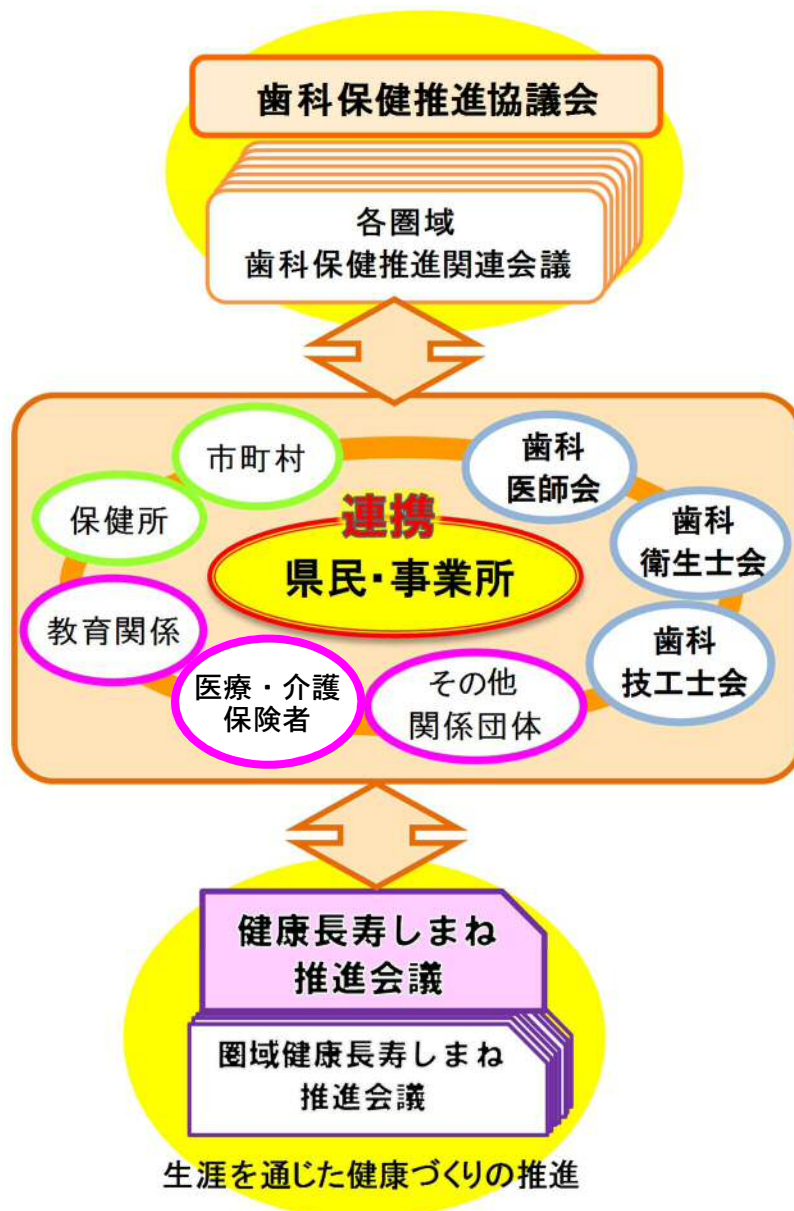
(2) 進行管理と評価

島根県歯科保健推進協議会において、毎年事業実施方針の策定、評価を行い、この計画の進行管理と評価を行うとともに、島根県保健医療計画等関連計画や国の施策などと整合性をとりながら推進します。

また、各2次医療圏域においても、歯科保健連絡調整会議を開催し、圏域の歯科保健の現状と課題を共有するとともに、今後の取組の方向性について検討します。

計画改定を見据えて、定期的に残存歯数調査を実施し、島根県の歯科口腔保健対策の長期的な評価にも取り組みます。

<歯と口腔の健康づくり連携体制図>



5. 目標

(1) 県民目標

- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に口腔内を点検する
- ライフステージに応じた、自分にあった歯みがきの方法を身につける
- むし歯予防（生活習慣の見直し、フッ化物応用）に取り組む
- 歯周病について正しく理解し、予防に取り組む
- よく噛んで食べることを効果を知り、実践する（口腔機能の発達・維持向上）
- 口の健康が全身の病気と関連していることを知る

(2) 目標値一覧

目標項目		単位	現状値	目標値	設定理由等	出典		
大目標	20歯以上の自分の歯を有する者の割合(8020達成者)	80歳(75歳～84歳)	%	48.3 R2	56.0	健康長寿しまね推進計画の目標 ※中間評価にて、健康長寿しまね推進計画の目標を参考に見直し	県民残存歯調査	
	一人平均残存歯数	50歳(45～54歳)	本	26.7 R2	27.1	県民残存歯調査結果におけるR7時点の予測値により設定	県民残存歯調査	
		60歳(55～64歳)	本	24.5 R2	25.2		県民残存歯調査	
		70歳(65～74歳)	本	20.9 R2	22.1		県民残存歯調査	
		80歳(75～84歳)	本	17.5 R2	19.0		県民残存歯調査	
中目標	24歯以上の自分の歯を有する者の割合(6024達成者)	60歳(55～64歳)	%	71.7 R2	80.0	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標値(国の目標)に合わせる ※中間評価にて、国の目標値を参考に見直し	県民残存歯調査	
	喪失歯のない者の割合	40歳(35～44歳)	%	73.3 R2	75.0		県民残存歯調査	
	一人平均むし歯本数	3歳児	本	0.4 R2	0.3	ロジステック関数を用い、予測値により設定(20本ベース)	母子集計システム	
		12歳児	本	0.7 R3	0.5	ロジステック関数を用い、予測値により設定(28本ベース)	島根県学校保健統計調査	
		30歳代(30～39歳)	本	8.2 R3	4.9	ロジステック関数を用い、予測値により設定(28本ベース)	島根県市町村歯科保健対策評価表	
	不正咬合 ⁷⁾ 等認められる児の割合	3歳児	%	23.3 R2	23.3(維持)	増加傾向にあり、これ以上増やさないことを目指す	母子集計システム	
	たいていの食べ物は噛んで食べられる者の割合	60歳(55～64歳)	%	91.3 R2	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	県民残存歯調査	
	歯肉に所見がある割合	13歳(中学校2年生)	男子	%	6.2 R3	4.7	しまねっ子元気プランに合わせる	島根県学校保健統計調査
			女子	%	2.7 R3	2.6		島根県学校保健統計調査
		16歳(高等学校2年生)	男子	%	2.9 R3	減らす		島根県学校保健統計調査
女子			%	0.8 R3	減らす	島根県学校保健統計調査		
進行した歯周病を有する者の割合	20歳代(20～29歳)	%	44.5 R2	減らす	増加傾向にあり、これ以上増やさず減らすことを目指す	県民残存歯調査		
	40歳代(40～49歳)	%	61.4 R2	減らす		県民残存歯調査		
	50歳代(50～59歳)	%	68.9 R2	減らす		県民残存歯調査		
	60歳代(60～69歳)	%	72.1 R2	減らす		県民残存歯調査		
小目標	食事の時にしっかりよくかんだり、歯ごたえのあるものを食べるようにしている者の割合		%	61.9 R4	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査	
		(再掲) 70歳代	%	69.6 R4	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査	
	歯と歯の間を清掃するための専用器具(デンタルフロス、歯間ブラシなど)を使用している者の割合	%	49.1 R4	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	定期的に(1年に1回以上)に歯科医院に行って、歯垢や歯石など歯についた汚れを取ってもらうようにしている者の割合	%	40.5 R4	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	むし歯予防のためにフッ化物を利用している者の割合	%	50.9 R4	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	島根県健康栄養調査		
	3歳児のむし歯がない児の割合が80%以上である市町村の数	市町村数	11 R4	増やす	現状値より取組をすすめるため、「増やす」とした	母子集計システム		

6. 資料

(1) 令和2年度島根県県民残存歯調査 抜粋

1) 調査方法

[目的]

- 『島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例』に基づいた実態調査を行い、歯科保健計画の評価及び次期計画に反映させる。
- 歯科保健対策の企画および事業化の資料とする。

[調査対象]

20歳以上の島根県内居住者

[調査方法・時期]

- 歯科診療所来院患者、在宅訪問患者 9月1日～9月30日
- 市町村での歯科健診受診者 4月1日～8月31日
(各市町村の協力を得て、歯科健診結果を収集した。)
- その他、県が必要と認めた場合

[調査内容]

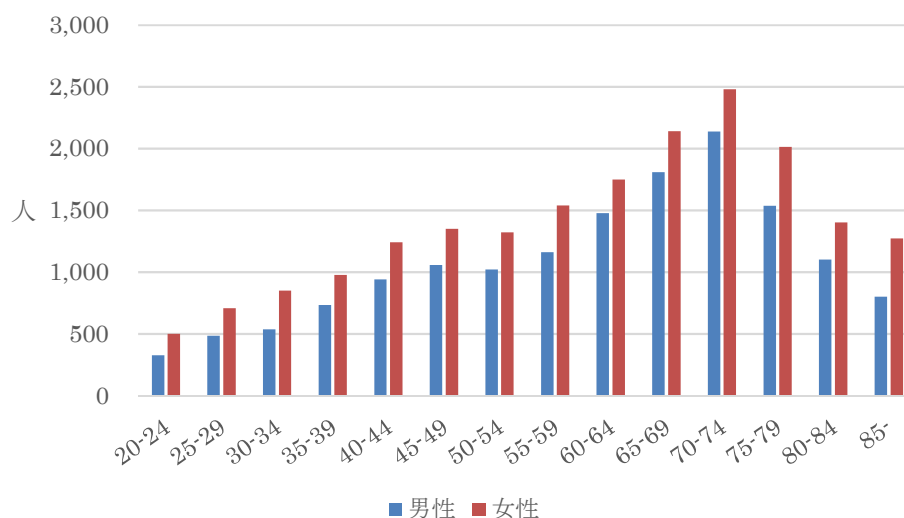
- ①住所地 ②年齢 ③性別 ④残存歯数 ⑤歯肉の状況(在宅訪問患者以外)
- ⑥糖尿病の有無 ⑦喫煙の有無 ⑧咀嚼の状況 ⑨噛み合わせ
- ⑩義歯使用の有無 ⑪補助清掃用具の有無

2) 調査結果

①調査実施数

調査実施数の総数は、34,940名(男性:15,128名、女性:19,542名、不明270名)。調査対象者数は平成27年度調査と同様、全年齢階級で女性が多い。分布をみると、男女とも45～49歳に小さいピークがあり70～74歳に大きなピークを迎える。【図1】

図1. 性別5歳区分階級別調査実施数



②残存歯の状況

過去4回の残存歯調査の結果から、調査を重ねるごとにグラフの傾きが緩やかとなっており、全ての年齢で一人平均残存歯数が増加していた。【図2】

しかし、40歳以降歯の喪失が徐々に進み、73歳で平均残存歯数が20本を下回るため、壮年期の取組継続が必要である。【図3】

図2. 年齢別一人平均残存歯数(経年)

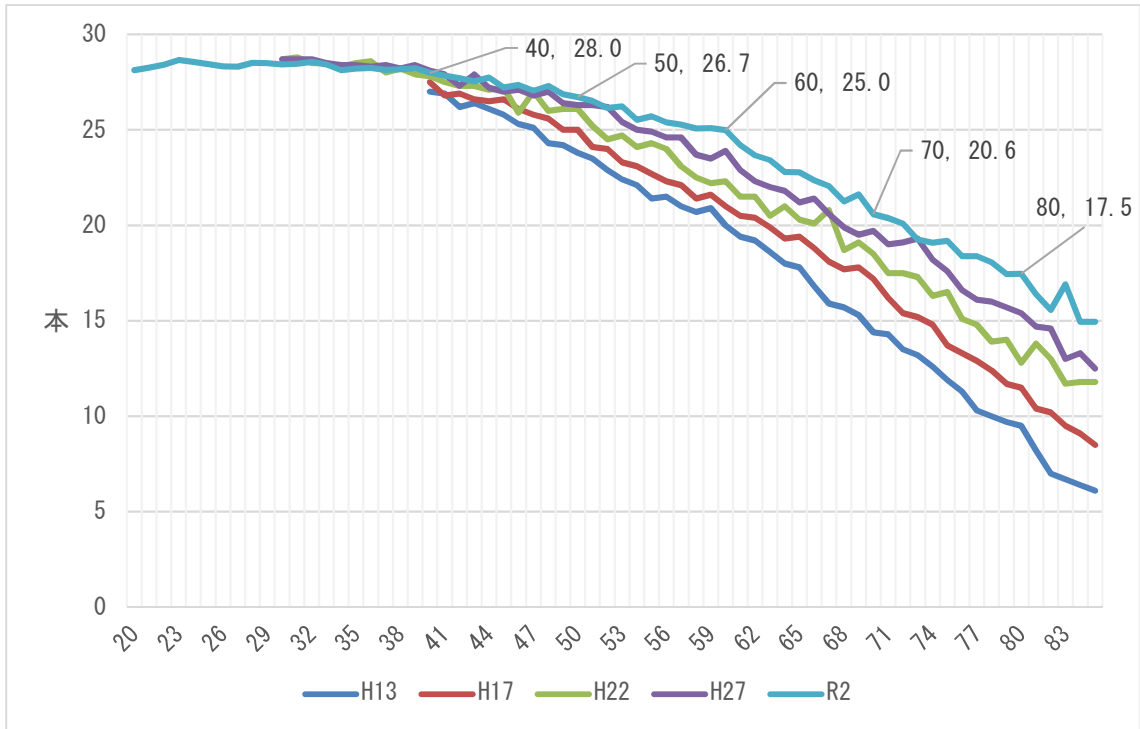
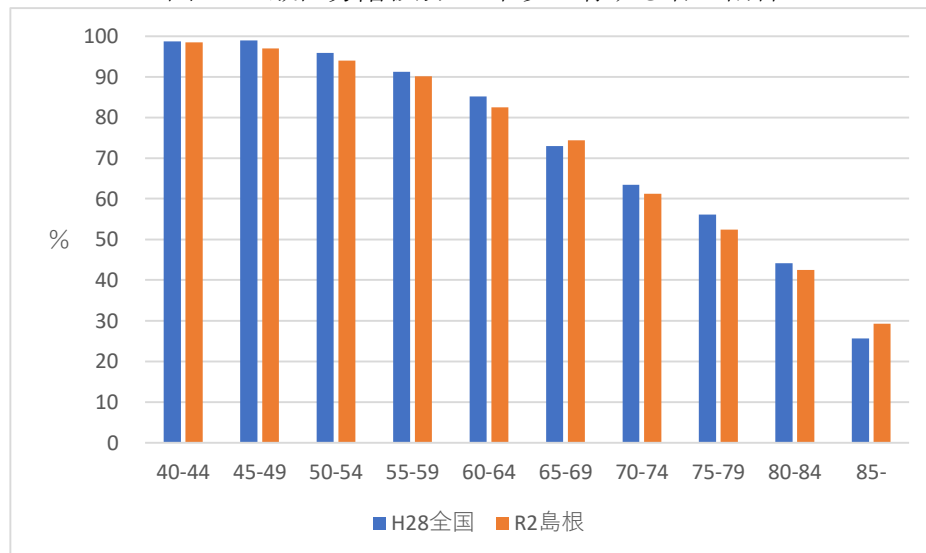


図3. 5歳区分階級別20本以上有する者の割合

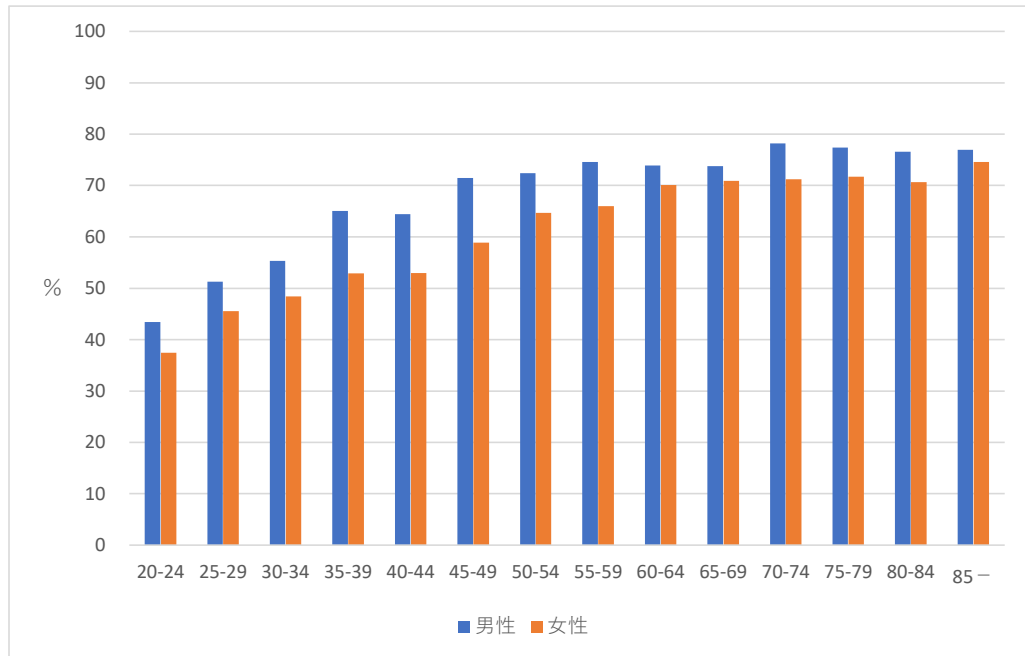


③歯周ポケットの保有状況

歯周ポケット 4mm 以上を有する者の割合は、全て年代で男性の方が女性よりも多い。男性においては 35～39 歳から、女性は 45～49 歳の年代から急に増加する傾向にある。【図 4】

また過去 4 回の調査と比べて、増加傾向にあります。【現状と課題：図 14】

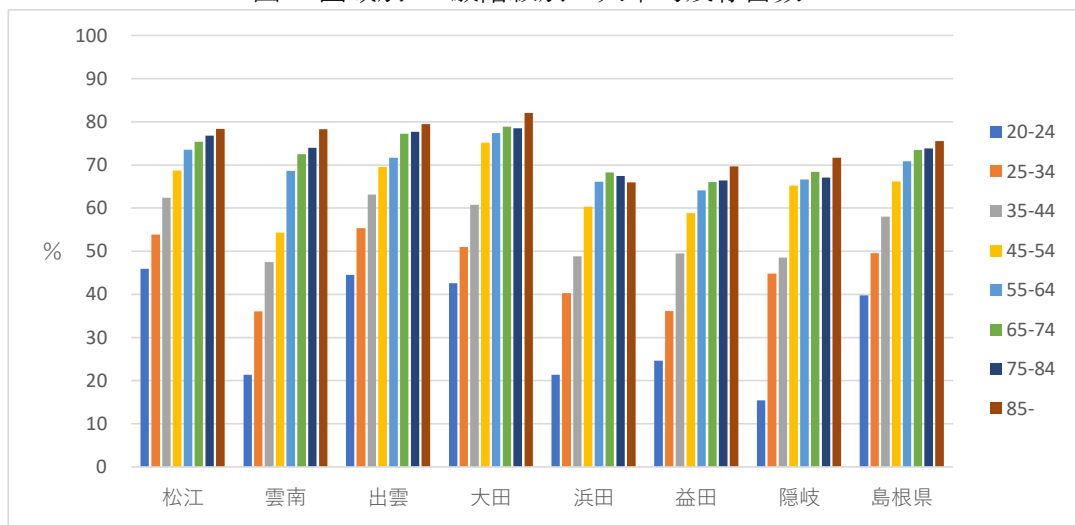
図 4. 性別 5 歳区分階級別ポケット 4mm 以上有する者の割合



④圏域・市町村の状況

県東部が高めの残存歯数を示し、県西部、隠岐部の残存歯数が低い傾向がある。また、一人平均残存歯数が 20 本を下回るのは、県東部では 75 歳から、隠岐圏域では 65 歳からであった。【図 5】

図 5. 圏域別 10 歳階級別一人平均残存歯数



⑤糖尿病、喫煙の状況

糖尿病・喫煙は、共に歯周病悪化のリスクファクターである。【図 6, 7】

図 6. 糖尿病の有無と歯周病

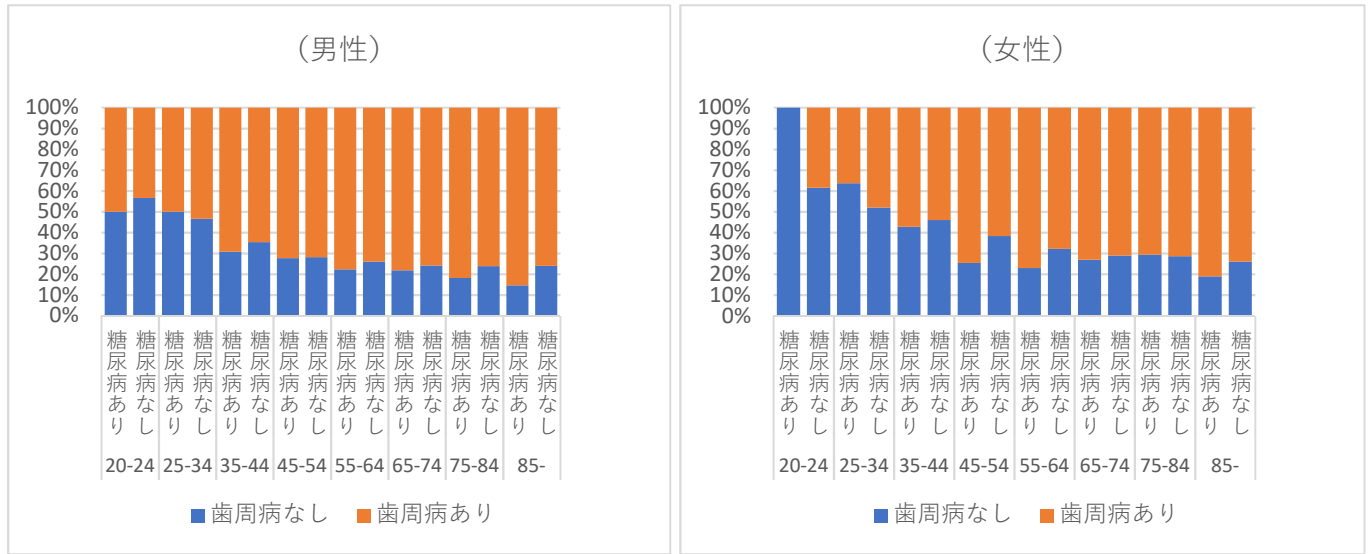
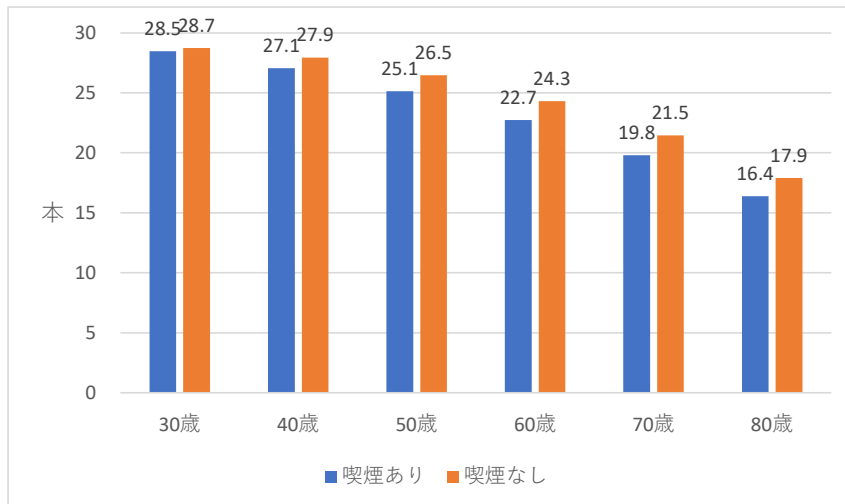


図 7. 年齢別喫煙の有無の平均残存歯数 (男性、糖尿病なし、予測値)

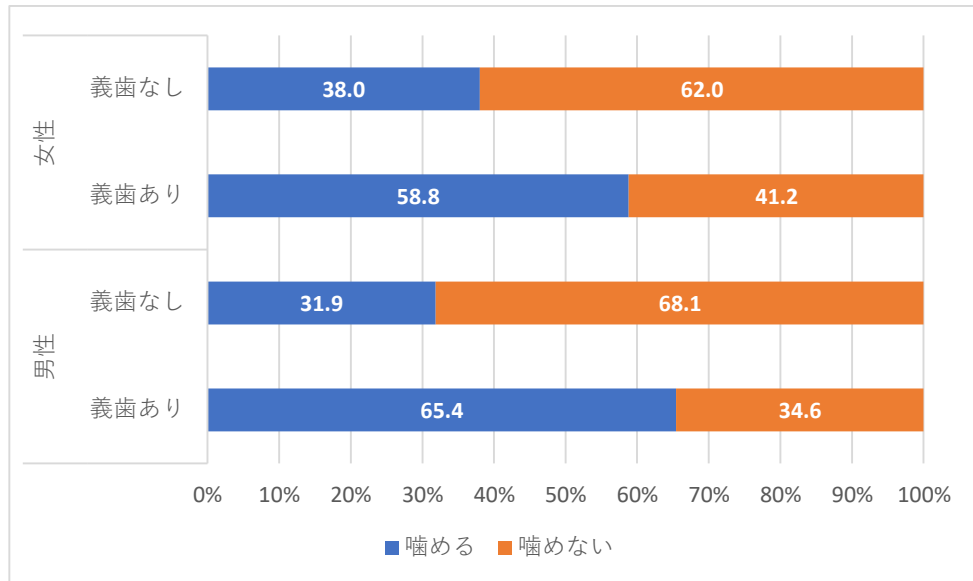


⑥嚙む機能の状況

男女とも義歯装着ありの者で噛める者の割合が義歯装着なしの者より高い。残存歯が 10 本未満になると、より義歯の咀嚼回復に寄与する役割が大きいが、義歯による咀嚼能力回復には限界があり、残存歯の負担能力そのものも低下している。【図 8】

残存歯が 10 本未満にならないように健康な残存歯の確保をすることが、咀嚼能力の維持につながり、低栄養にならない食事摂取ができるボーダーラインである。

図 8. 性別残存歯 10 本未満の者の義歯の有無と咀嚼



臼歯部の咬合状態なしの者は、歯の喪失スピードが速い。男性では 45～54 歳で一人平均残存歯数 20 本を下回り、女性は 45～54 歳の一人平均残存歯数がほぼ 20 本である。

85 歳以上になると、臼歯部の咬合状態なしの者は 10 本を下回り、臼歯部の咬合状態ありの者は 20 本前後の一人平均残存歯数となっている。【図 9, 10】

臼歯部の咬合支持域を確保することで歯の喪失リスクを大幅に軽減できる。

図 9. 臼歯部の咬合状態(男性)

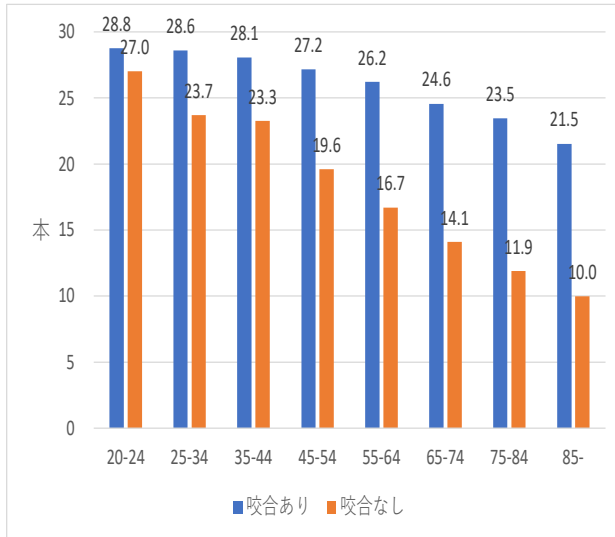
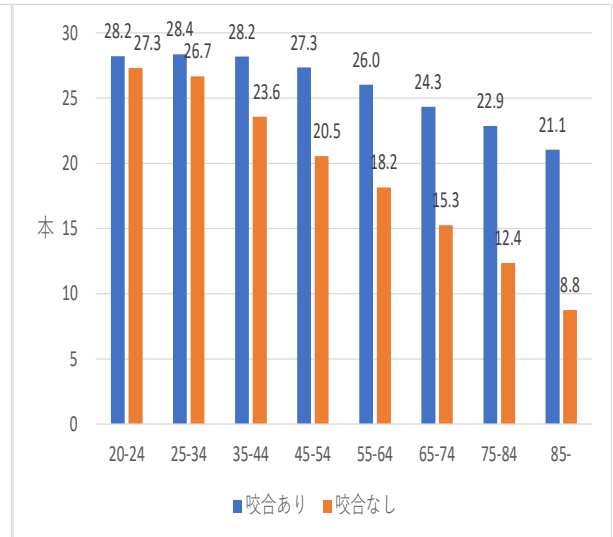


図 10. 臼歯部の咬合状態 (女性)



(2) 令和3年度市町村歯科保健事業の取組状況

【注】▲…新型コロナウイルス感染症の影響により中止・中断したもの

圏域名	市町村名	母子保健										成人・高齢者保健						啓発活動・研修会等	歯科保健事業に関する検討会	その他・備考	
		妊婦		乳幼児				学齢期				成人・高齢者保健									
		健診・保健指導	啓発・指導 (手帳配布時等)	健診	保健指導・相談	健康教育	フッ化物 歯面塗布	フッ化物洗口 (保・幼・こども園)	フッ化物洗口 (小学校)	フッ化物洗口 (中学校)	保健指導・健康教育	成人歯科健診	歯周病検診	保健指導・健康教育・相談	介護予防教室	後期高齢者 歯科口腔健診	後期高齢者 歯科口腔健診 (訪問健診)				後期高齢者 歯科口腔健診 (事後フォロー)
松江	松江市	■	■	■ (1.6歳、3歳)	■ (オンライン併用)	■	▲ (1.6歳、3歳)	■	■	■	■	■ (妊婦・パートナー)	■ (40～60歳の10歳ごと、事業所※)	■	▲	■	■	■	啓発(8020)、口腔ケア研究会 ケーブルテレビでオールフレイル予防啓発の定期放送	■	口腔ケア研究会 ※健康まつえ応援団の事業所職員
	安来市	■		■ (1.6歳、3歳)	▲	▲	▲ (幼児対象/口腔衛生展)	■ (保育所・幼稚園、口腔衛生展)	■	■	▲ (3健診保護者)			■	■	■	■	■	地区・事業所出前講座(講話のみ)、8020表彰、食と歯のフェスティバル、広報	■	
雲南	雲南市	■ (歯周病検診)	■	■ (1.6歳、3歳)	■	■	■ (1.6歳)	■	■	■	■	▲ (1.6歳、3健診保護者)	■ (40・50・60・70歳)	■	■	■	■	■	通いの場(うんなん幸雲体操)等での健康教育・相談 成人式での啓発 ふるさとづくり講座(地域、学校、事業所等への健康教室)	■	多職種連携ネットワーク研修会は新型コロナ ウイルス感染症感染拡大のため中止
	奥出雲町		■	■ (1.6歳、3歳)	■	■ (10,11か月)	■ (1.6歳)	■	■	■	■		■ (40～70歳の5歳ごと)	■		■	■	■		■	歯科口腔外科医による歯と口の健康相談室
	飯南町	■	■	■ (9～10か月、1.6歳、3歳)	■	■	■ (2～4歳未満児、未入所児)	■	■	■	■	■ (※)							6024,7022表彰事業、長生き体操	■	※婚姻届者、乳健保護者、町健診受診者、人間ドックに併せた歯科健診(30～65歳の5歳ごと)に合わせた歯科健診
出雲	出雲市		■	■ (1.6歳、3歳)	■	■	▲ (1.6歳)	■	■	■			■ (40～70歳の10歳ごと)	■			■ (H30～)	■			
大田	大田市	■ (歯周疾患検診)	■	■ (1.6歳、3歳)	■	■	▲ (1.6歳)	■	■	■			■ (40～70歳の10歳ごと)	■	■	■	■	■	広報		
	川本町	■	■	■ (1.6歳、2歳、3歳)	■	▲	■ (3歳、在宅4歳児)	■	■	■	■ (乳幼児健診保護者)	■ (40～70歳の10歳ごと)									
	美郷町	■ (歯周疾患検診)		■ (1.6歳、3歳、4～5歳)	■	■	■ (2.6、3歳児、3歳以上町外保育園児・在宅児)	■	■	■	▲	▲(事業所健診、特定健診、町職員健診) ■(乳幼児健診保護者)									
	邑南町	■	■	■ (1.6歳、3歳)	■	■	■ (2、2.6、3、3.6歳児)	■	■	■	■				■ (R2～)	■	■	■ (※)		■	地域運動教室(R1～)、歯科眼科キャンペーン ※歯科重症化予防事業(R2～)
浜田	江津市			■ (1.6歳、3歳)	■	▲	▲ (1.6歳、1歳以上在宅児、2歳以上保育所児)	■	■	■	■							■ (R1～)			介護予防把握事業(R2～)
	浜田市	■	■	■ (1.6歳、3歳)	■	■	■ (1歳6か月児健診対象児、3歳児健診対象児)	■	▲	▲	■ (1.6歳保護者)	■ (40歳)									
益田	益田市		■ (ママといっしょおなかの赤ちゃんのためのすくすくQ&A)	■ (1.6歳、3歳) ▲(2歳) ※R3.10月～再開	■	■	▲ (2歳、3歳)	■	■	■	■		■ (40～70歳の10歳ごと)	■	■	■	■	■	健康ますだ市21フェスティバル、歯育カルタ、歯のパネル展等 表彰(7020・8020)	▲	益田市歯科保健連絡会は開催を中止し、書面での報告とした。
	津和野町	■		■ (1.6歳、2歳、3歳)	■	■	■ (1歳～未就学児)	■	■	■	■ (乳幼児健診保護者)	■ (40～70歳の10歳ごと)								■	
	吉賀町	■		■ (1.6歳、2歳、3歳)	■	■	■ (1歳以上在宅児、保育所児)	■	■	■	■ (幼児健診保護者)	■ (40～70歳の10歳ごと)						■ (R1～)		■	高齢者サロンでSTの講話、糖尿病予防教室、歯周病唾液検査の実施(希望者)等
隠岐	海士町			■ (1.6歳、3歳)	■	■	■ (1歳以上)	■	■	■	▲ (事業所健診、特定健診・後期高齢者健診、糖尿病健診:40歳～)						■ (H30～)				
	西ノ島町	■ (健診助成)		■ (1歳、1.6歳、3歳)	■	■	■ (保育所2～5歳児)	■	■	■	■ (41・51・61歳) ▲(事業所健診)										
	知夫村	■(※)	■	■ (1.6歳、3歳、年中児)	■	■ (未就学児;R2～)	■ (保育所1歳以上)	■	■	■	■ (特定健診、事業所健診)	■ (特定健診、事業所健診、後期高齢者健診)			■ (R1～)	■	■			■	(※)妊婦歯科健診(知夫歯科診療所における健診)
	隠岐の島町		■	■ (1.6歳、3歳6か月児)	■	■	■ (3歳6か月児、入所児年中・年長)	■	■	■	■ (事業所健診)	■ (40～70歳の5歳ごと)					■ (健診の場で口頭による受診動員)				

(3) コラム取組事例

①離乳食教室を通じた子育て世代への歯科口腔ケアの啓発

～松江市「離乳食と歯の教室」～

離乳食と歯の教室は、親子へ食と歯の基本的知識を提供すると共に、食と歯の一体的な取り組みを推進する目的でスタートしました。離乳食中期(6～8か月児対象)のもぐもぐ教室と、後期(9～11か月児対象)のかみかみ教室があり、離乳食と口腔ケアについての講話・離乳食デモンストレーション・試食(コロナにより現在中止)・タッチング実践やブラッシング指導・個別相談を行っています。管理栄養士・歯科衛生士の他、保健師や母子保健推進員・食生活改善推進員など様々なスタッフがそれぞれの視点で親子と関わり、連携しながら事業運営をしています。

教室には離乳食の悩みをきっかけに参加される方が多いですが、食と連動した適切な口腔機能発達や、早期からの口腔ケアの重要性についても理解を深めていただき、その後の保護者の意識や行動の変化に繋がっています。

近年、保育所入所児の増加や早期に復職する保護者も増えていることから、今後は子育て環境の変化に応じた支援が出来るよう、教室の内容等を検討してまいります。



②オーラルフレイル予防を軸とした低栄養防止と重症化予防の取組

～雲南市「にこにこ健口教室」～

平成 21 年度より雲南市歯科医師会のご協力のもと特定高齢者の口腔機能の向上事業としてスタートし、現在は後期高齢者歯科口腔健診及び後期高齢者健診結果から口腔機能低下または低栄養傾向者を対象にフレイル予防に取り組んでいます。

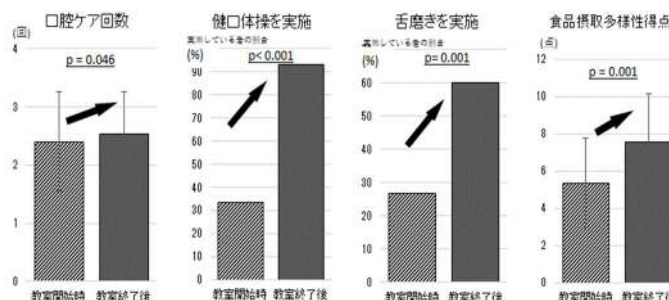


事業は、①口腔機能の維持と口腔ケア、目標設定、②低栄養予防、③運動と個別口腔指導、④個別評価と通いの場等への接続(市内歯科医院勤務の歯科衛生士が口腔指導を担当)の4回シリーズで実施しており、毎年20～30人が参加しています。

図のとおり、教室終了後には、口腔ケア回数、健口体操や舌磨きの実施、食品摂取多様性得点が有意に改善しています。参加者からは、「継続した健口体操で口の渇き等効果を実感。食品を選んで食べるようになった。家族も一緒に取り組んでいます。」等の感想があります。

図 教室終了後の変化について(令和3年度評価)

本事業は、スタートから雲南市歯科医師会と一緒に取り組んできました。今後は個別性が高い口腔内状況や食事について個別指導を充実し、かかりつけ歯科医との連携を深めていきたいと考えています。



(4) 島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の予防、食育の推進等に果たす役割の重要性にかんがみ、80歳で20本以上の歯を保つことを目指した8020運動の意義を踏まえて、島根県における歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、障害者、介護を要する高齢者等すべての県民が生涯にわたり必要かつ良質な歯科保健医療サービスを等しく受けられるよう、適切に推進されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する計画的かつ効果的な施策を実施するものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村、事業者、保険者及び保健医療福祉関係者が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市町村等への助言等)

第5条 県は、市町村、事業者、保険者及び保健医療福祉関係者が計画し実施する子どもから高齢者までの歯と口腔の健康づくりに関する施策が効果的かつ継続的に実施されるよう、専門的かつ技術的な助言及び情報提供を行うとともに、連携及び調整に努めるものとする。

(歯と口腔の健康づくりに関する計画)

第6条 県は、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを効果的に推進するための具体的な目標を定めた歯と口腔の健康づくりに関する計画を策定するものとする。

(歯科保健に関する実態調査)

第7条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、おおむね5年ごとに調査を行い、その結果を公表し、前条の計画に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【平成22年3月2日公布】

(5) 用語解説

1) 8020 (ハチマルニイマル)

平成元年厚生省(当時)と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足するといわれています。そのため「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めて運動がはじまりました。

2) フッ化物応用

フッ化物の働きは、①歯の質を丈夫にする、②むし歯菌の働きを弱める、③ごく初期のむし歯の回復を助ける ことです。

応用方法は、①歯科医院など専門家が行う「フッ化物歯面塗布(高濃度のフッ化物を歯に塗ります)」、②保育所・幼稚園や学校で行う「フッ化物洗口(薄いフッ化物水溶液でぶくぶくうがいをします)」、③日常の歯みがきに「フッ化物配合歯磨剤(薬用欄に、フッ化ナトリウム、モノフルオロリン酸ナトリウムと記載されています)」を使うことです。

3) 不正咬合

上の歯と下の歯が適切にかみ合わない様子。

4) しまね☆まめなカンパニー

島根県では、従業員の健康づくり・健康経営*に取り組む事業所や来客者等への健康情報発信に協力いただける事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として登録していただくことを進めています。登録事業所には、県庁健康推進課や保健所等が取り組みをお手伝いします。

5) 仕上げみがき

子どもの歯みがきの習慣づけのため、むし歯がないかの観察や子ども用の歯ブラシを用いて保護者が1本ずつ子どもの歯を磨くことを言います。

乳歯がはえ始めたら保護者のひざにあお向けに子どもを寝かせる姿勢で行います。

6) 健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成14年に制定されました。

第19条の2に基づく健康増進事業(健康診査等)のひとつに「歯周疾患検診(歯周病検診)」の項目があります。

7) ネグレクト

虐待のひとつ。養育すべき者が、食事や衣服などの世話を怠り、放置すること、無視することを言います。

歯科領域で関わり得る虐待は、保護者が必要な歯科治療を受けさせず、多数の歯にむし歯が放置され、学校歯科検診などで発見する可能性が高いと言われています。